



第6次 榛東村 総合計画

榛東村マスコットキャラクター
しんとうちゃん



平成 28 年 3 月
群馬県榛東村

榛東村村民憲章

- 一、わたくしたちは、老人をうやまい、たくましい青少年を育て、
明るい家庭を築きましょう。
- 一、わたくしたちは、環境をととのえ、郷土を愛し、
住みよい村をつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、文化財を大切にし、教養を高め、
文化の創造につとめましょう。
- 一、わたくしたちは、勤労をとうとび、生産にはげみ、
豊かな暮らしを築きましょう。
- 一、わたくしたちは、スポーツを愛好し、健康な明るい村を
つくりましょう。

(昭和56年3月30日制定)

私たちが生まれ育った榛東村は、群馬県のほぼ中央、榛名山の東麓に位置し、自然豊かな村です。特に、富士見峠からの眺望は、素晴らしく、広大な関東平野に広がる四季折々の風景・輝く夜景・冬の空気が澄んだ日には雪に覆われた富士山を眺めることができ、本村自慢の観光スポットとなっています。

本村は、これまで前橋市、高崎市といった中核市に隣接しているという地理的好条件から、両市のベッドタウンとして発展し、緩やかに人口の増加が続いてきましたが、ここ数年、人口はほぼ横ばいとなっています。

その一方で、近年、全国的な問題となっている少子高齢化社会の進展による人口減少は、本村に対しても近い将来に必ず影響を及ぼすことが予想され、その対策が今後の大きな課題となっています。

第5次榛東村総合計画(計画年次:平成18年度～27年度)では、基本理念を「村民と共に歩むパートナーシップによる村づくり」、むらづくりの将来像を「豊かさを実現し夢と感動を創造する村・榛東」とし、その実現に向け積極的にむらづくりに取り組み、着実にその成果を挙げてきました。

今回、策定しました第6次榛東村総合計画では、これまで進めてきたむらづくりにおける問題点の把握に努め、将来に向け取り組むべき課題として位置付けるとともに、更なる村民の福祉の向上をめざし、10年後の将来像を「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」と描きました。この将来像には、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉を享受でき、子どもが夢を抱きその夢に向かって歩むことができる環境を全村一体となって作り出していくという意気込みを込めています。

描かれた将来像を10年後に現実のものとするため、むらづくりの全施策の共通目標を「心かよいあう思いやりのむらづくり」と定め、取り組むべき施策を6つの施策、25の基本政策に分類し、現状と課題、取り組むべき方向性を明らかにしたうえで、個々の取り組みに対して目標指標を設定しました。また、本計画を実効性のある計画とするため、毎年度、設定した目標指標に対する進捗確認を行い、その確認結果に基づき必要な見直しを行うことを可能とするなど柔軟性を持たせたものとしています。

そして、この計画の実現には、村と村民の皆さまによる協働が必要不可欠なものであり、村民の皆さまとともに榛東村の発展のため全力でむらづくりに取り組んでいく所存です。

この計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆さま、関係機関の方々をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました村民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

榛東村長 真 塩 卓



もくじ

I 総論	1
① 総合計画の位置付けと役割	3
1 総合計画の趣旨	3
2 総合計画の構成と期間	4
3 総合計画の進捗確認	4
② 榛東村の概要	5
1 位置・地勢	5
2 自然	6
3 歴史	6
4 経済・社会	8
5 人口	9
③ 榛東村の現状と課題	10
1 アンケートから見る村の現状と課題	10
2 伸ばすべき特性と改善すべき特性	15
④ 村を取り巻く時代潮流	16
1 「人口減少時代」の到来	16
1-1 「人口減少時代」がもたらすもの	16
2 巨大災害への警戒と備え	16
3 地球温暖化などの環境問題	17
4 地方自治の自主・自立の時代	17
II 基本構想	19
① 榛東村の10年後の姿	21
② 特性・課題の整理と施策の展開	22
③ 将来人口の推計	23
④ 施策の大綱	24
1 健やかで生き生きとしたむらづくり	25
2 人と文化を育むむらづくり	25
3 快適で住みよいむらづくり	25
4 豊かで活力あるむらづくり	26
5 自然と安全・安心を守るむらづくり	26
6 自主自立のむらづくり	26

Ⅲ 基本計画	27
重点施策	29
1 重点施策の位置付け	29
2 重点施策	30
第1章 健やかで生き生きとしたむらづくり	33
基本施策1 地域福祉の推進	33
基本施策2 子育て支援の充実	35
基本施策3 保健・医療の充実	37
基本施策4 高齢者福祉の充実	39
基本施策5 障がい者福祉の充実	41
基本施策6 社会保障制度の充実	44
第2章 人と文化を育むむらづくり	48
基本施策1 学校教育の充実	48
基本施策2 生涯学習の推進	52
基本施策3 スポーツの振興	55
基本施策4 地域文化の振興	57
第3章 快適で住みよいむらづくり	59
基本施策1 道路・交通網の整備	59
基本施策2 上下水道の充実	61
基本施策3 適正なごみ処理の推進	64
基本施策4 住宅・公園等の整備	66
基本施策5 計画的な土地利用の推進	68
第4章 豊かで活力あるむらづくり	70
基本施策1 農林業の振興	70
基本施策2 商工業の振興	73
基本施策3 観光産業の振興	75
基本施策4 就業環境の充実	77
第5章 自然と安全・安心を守るむらづくり	79
基本施策1 自然環境・景観の保全	79
基本施策2 消防・防災・防犯体制の強化	82
第6章 自主自立のむらづくり	86
基本施策1 行財政改革の推進	86
基本施策2 広報・広聴の充実	88
基本施策3 情報化の推進	90
基本施策4 協働のむらづくりの推進	92

IV	資料編	95
	資料 1 土地の利用状況の推移	97
	資料 2 榛東村総合計画審議会条例	98
	資料 3 計画策定の経過	99
	資料 4 諮問書	100
	資料 5 答申書	101
	資料 6 第6次榛東村総合計画審議会 委員名簿	102



I 總論

1 総合計画の位置付けと役割

1 総合計画の趣旨

第6次榛東村総合計画は、長期的な展望に基づいて、むらづくりの将来目標を示すとともに、村政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、村政運営の最も基本となる計画です。

本村では、平成18年度～27年度を期間とする第5次榛東村総合計画を策定し、「豊かさを実感し夢と感動を創造する村・榛東」を将来像として各種施策を講じてきました。

全国的な人口減少、高齢化、少子化といった状況の中で、本村は一貫して人口が増加傾向で推移してきました。しかし、少子化・高齢化は進行しており、特に高齢者人口は平成2年から平成22年の20年間で2倍以上の増加となっています。地理的・地形的条件をはじめ、改善すべき特性や伸ばすべき特性など、本村の“過去と今”をしっかりと把握したうえで、住民の社会福祉の向上のために今後10年間の本村の望ましい姿を描き、これに基づいたむらづくりの総合指針を示すこととします。

総人口及び年齢階層別人口

単位：人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	11,326	12,508	13,334	14,158	14,370
年少人口 (14歳以下)	2,360 20.8%	2,374 19.0%	2,319 17.4%	2,248 15.9%	2,128 14.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	7,682 67.8%	8,539 68.3%	9,023 67.7%	9,475 66.9%	9,417 65.5%
老年人口 (65歳以上)	1,284 11.3%	1,595 12.8%	1,992 14.9%	2,435 17.2%	2,819 19.6%

注) 総人口には、平成22年に6人の年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

2 榛東村の概要

1 位置・地勢

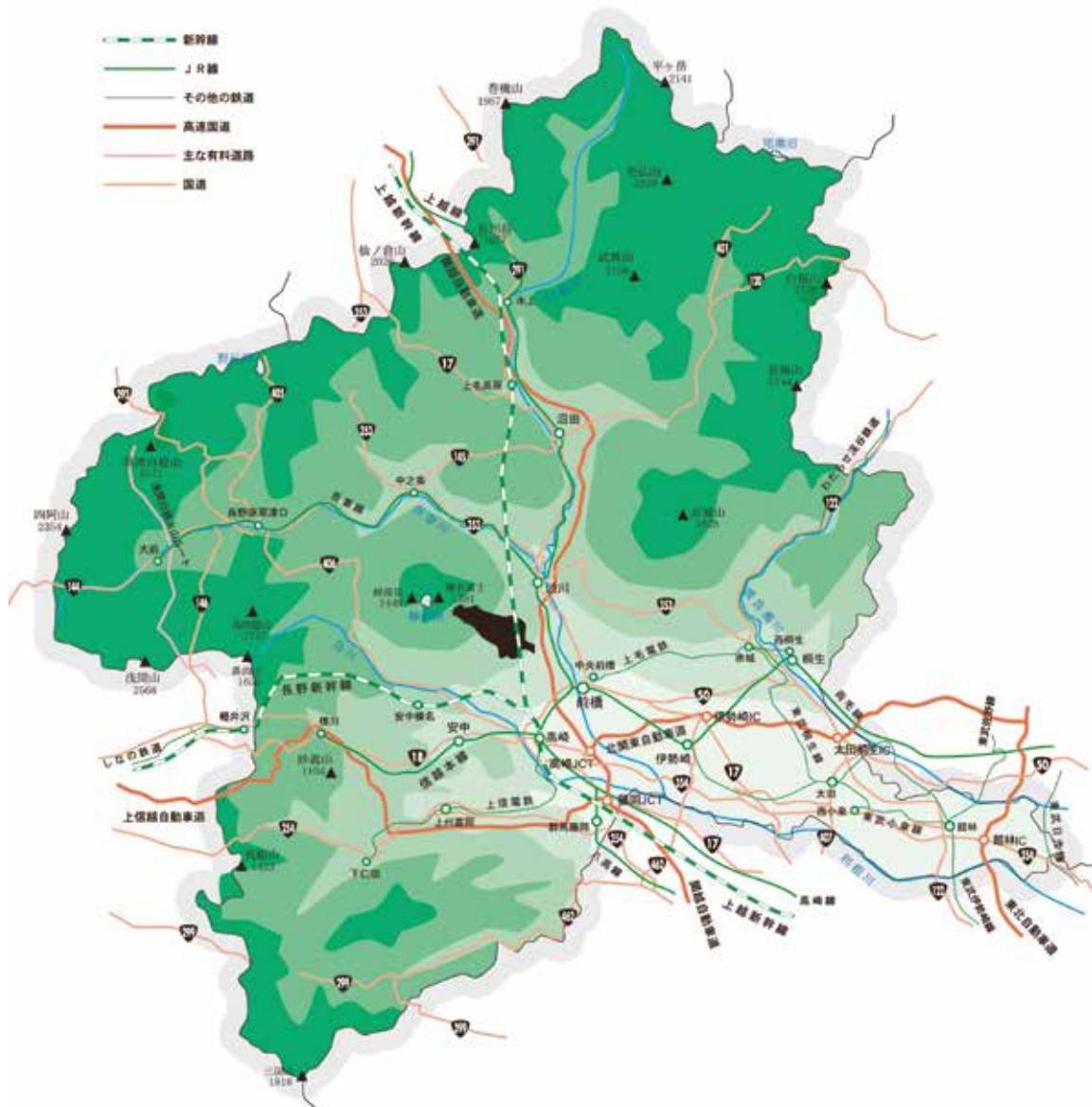
榛名山の東麓に広がる本村は、東に関東平野を望み、西には榛名山がそびえ、前橋・高崎といった市街地へのアクセスも容易で、地理的に恵まれています。

本村は、群馬県の中央に位置しており、東は前橋市、西と南は高崎市、北は吉岡町、渋川市に接しています。

地形は榛名東麓の緩やかな傾斜地で、標高は約180～1,400mとなっており、北から自害沢川、堂ノ入沢川、駒寄川、午王頭川、蛇ヶ見川、八幡川、天神川、染谷川、唐沢川の9つの河川が村内を流れています。

村の広さは、南北4.5km、東西10km、面積は27.92km¹となっています。

榛東村の位置



¹平成26年から国土地理院において最新のデジタル地図を用いて面積の計測を行い、公表されています。榛東村の面積は、高崎市との境界が一部未定のため、参考地として上記面積が公表されています。

合併が進められ、桃井村と相馬村大字広馬場が合併し、新生桃井村として発足、昭和34年1月には旧相馬村の新田中、新田下の境界変更を経て、同年8月1日に村名を榛東村に決定し、現在に至っています。

② 演習場

村の南西部には、旧陸軍の時代から軍の演習場となっていた相馬原が広がっています。明治43年7月、陸軍が箕輪町（現高崎市）の御料地約403haの払下げを受けて使用したのが始まりです。

第1次世界大戦後の大正11年、陸軍は実射訓練を実施するため、払下げられた御料地と民有地を買上げ、約273haを追加しました。また、昭和15～16年には民有地をさらに買上げ、合計806haに及ぶ大演習場となりました。

戦後は米軍の演習場として使用されましたが、昭和33年、米軍が撤収し、昭和34年から第1特車（戦車）大隊が習志野駐屯地から移駐し、陸上自衛隊相馬原駐屯地が開設されました。

平成13年、第12師団が第12旅団（空中機動力を高めた旅団）に改編され、また、演習場内に相馬原飛行場が開設されました。



4 経済・社会

平成 22 年の産業別就業者数をみると、第 1 次産業就業者数は 626 人、第 2 次産業就業者数は 2,071 人、第 3 次産業就業者数は 4,817 人となっています。

農業では、肉用牛の産出額が約 5.4 億円で最も多く、これに養鶏なども含めた畜産業が盛んでしたが、現在では園芸、花き栽培などに主要品目が移りつつあります。

また、工業では 200 億円代の製造品出荷額で推移しており、村の重要な産業の一つとなっています。

本村には、鉄道及び高速道路は通っていませんが、前橋市・高崎市に近く、近年では県道バイパスをはじめ幹線道路の整備が進んでいます。

就業人口総数及び産業別就業人口等

単位：人、%

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
就業人口総数	6,582	7,029	7,514	7,654
第 1 次産業	738 11.2%	717 10.2%	686 9.1%	626 8.2%
	2,265 34.4%	2,257 32.1%	2,263 30.1%	2,071 27.1%
	3,576 54.3%	4,055 57.7%	4,531 60.3%	4,817 62.9%
総人口	12,508	13,334	13,629	14,370
就業率	52.6%	52.7%	55.1%	53.3%

注) 就業人口総数には、平成 7 年に 3 人、平成 17 年に 34 人、平成 22 年に 140 人の分類不能を含む

資料：国勢調査

農業算出額

単位：千万円

	合計	米	麦類	穀類 豆類	いも 類	野菜	果実	花き	工芸	その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他	加工 農作物
平成 7 年	282	23	1	0	3	36	18	0	3	3	74	30	27	62	2	0
平成 12 年	277	18	1	0	2	42	22	0	1	3	67	22	23	72	3	1
平成 17 年	221	13	1	0	2	34	20	0	0	2	59	20	19	48	3	0
平成 22 年	161	13	0	0	2	35	18	0	0	2	54	18	0	18	0	1

資料：生産農業所得統計

製造品出荷額等

単位：百万円、事業所

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
製造品出荷額等	26,187.8	22,138.4	21,703.3	25,418.6	21,194.3
事業所数		452			415

資料：地域経済分析システム (RESAS (リーサス))

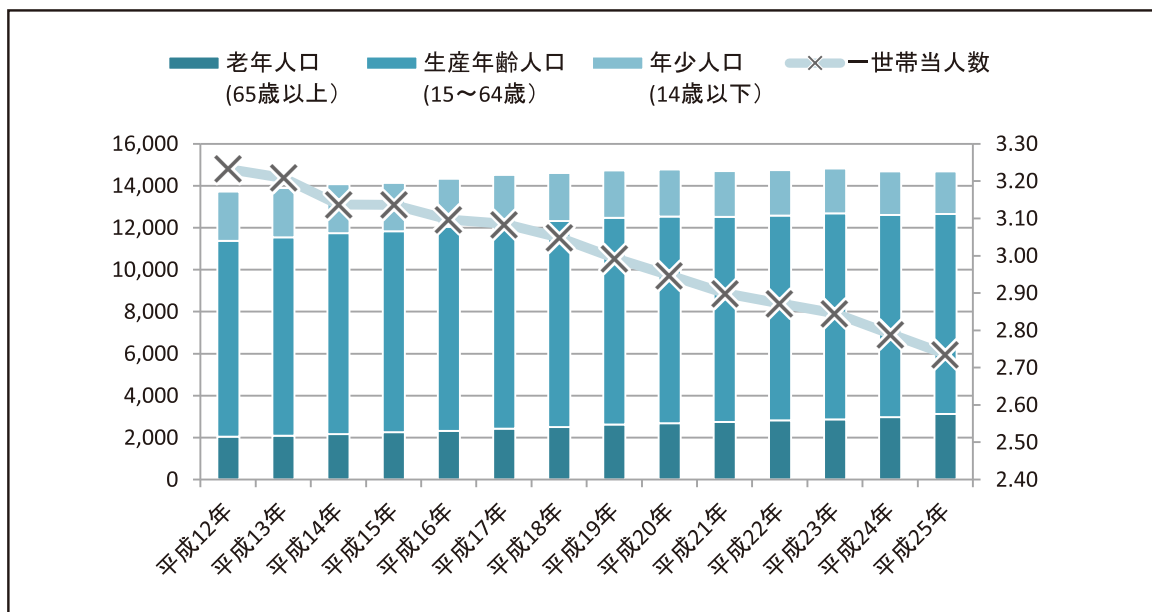
5 人口

本村の人口推移を平成12年～平成25年の住民基本台帳人口で見ると、総人口は平成12年から平成23年まで増加傾向で推移しており、平成23年から平成25年にかけて若干の減少となっています。

世帯数については一貫して増加傾向で推移していますが、一世帯当たり人数については減少傾向で推移しており、平成25年は2.74人となっています。

榛東村の人口及び一世帯当たり人数の推移（平成12年～25年）

単位：人、人/世帯



資料：住民基本台帳人口

榛東村の人口及び世帯数の推移（平成18年～25年）

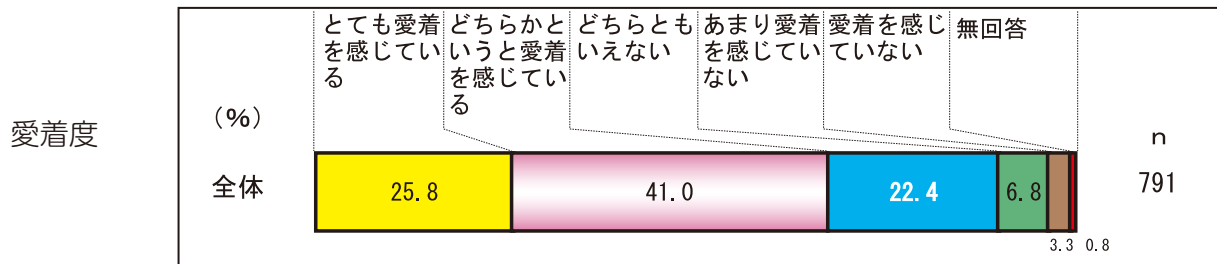
単位：人、人/世帯

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	14,729	14,729	14,776	14,711	14,742	14,826	14,685	14,694
年少人口 (14歳以下)	2,284	2,251	2,233	2,190	2,163	2,138	2,072	2,031
生産年齢人口 (15～64歳)	9,829	9,858	9,853	9,771	9,756	9,827	9,633	9,541
老年人口 (65歳以上)	2,502	2,620	2,690	2,750	2,823	2,861	2,980	3,122
世帯数	4,794	4,920	5,013	5,074	5,132	5,210	5,262	5,369
一世帯当たり人数	3.05	2.99	2.95	2.90	2.87	2.85	2.79	2.74

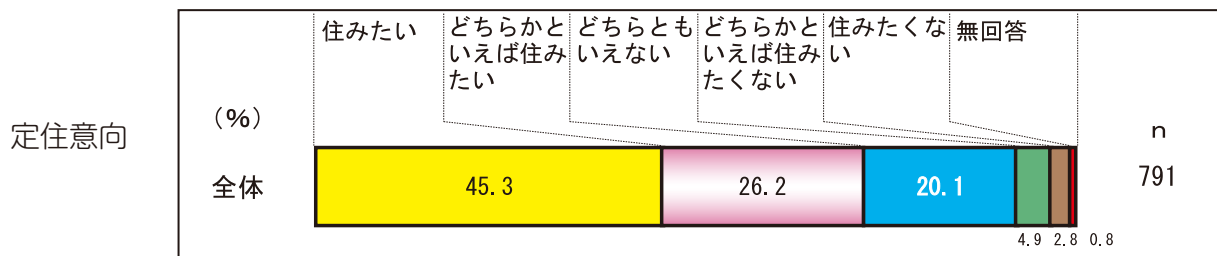
資料：住民基本台帳人口

“愛着がある”は66.8%、“住みたい”は71.5%

村への愛着度について聞いた結果は、「とても愛着を感じている」(25.8%)と「どちらかといえば愛着を感じている」(41.0%)と回答した合計の割合が66.8%となっています。一方、「あまり愛着を感じていない」(6.8%)と「愛着を感じていない」(3.3%)と回答した合計の割合は10.1%でした。



定住意向を聞いた結果は、「住みたい」(45.3%)と「どちらかといえば住みたい」(26.2%)を合わせた“住みたい”と回答した割合は71.5%となっています。一方、「どちらかといえば住みたくない」(4.9%)と「住みたくない」(2.8%)を合わせた“住みたくない”と回答した割合は7.7%でした。



榛東村の各環境について、どの程度満足しているかを把握するため、生活環境、都市基盤、産業・観光など6分野34項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点(満足度:最高点10点、中間点0点、最低点-10点)を算出しました。

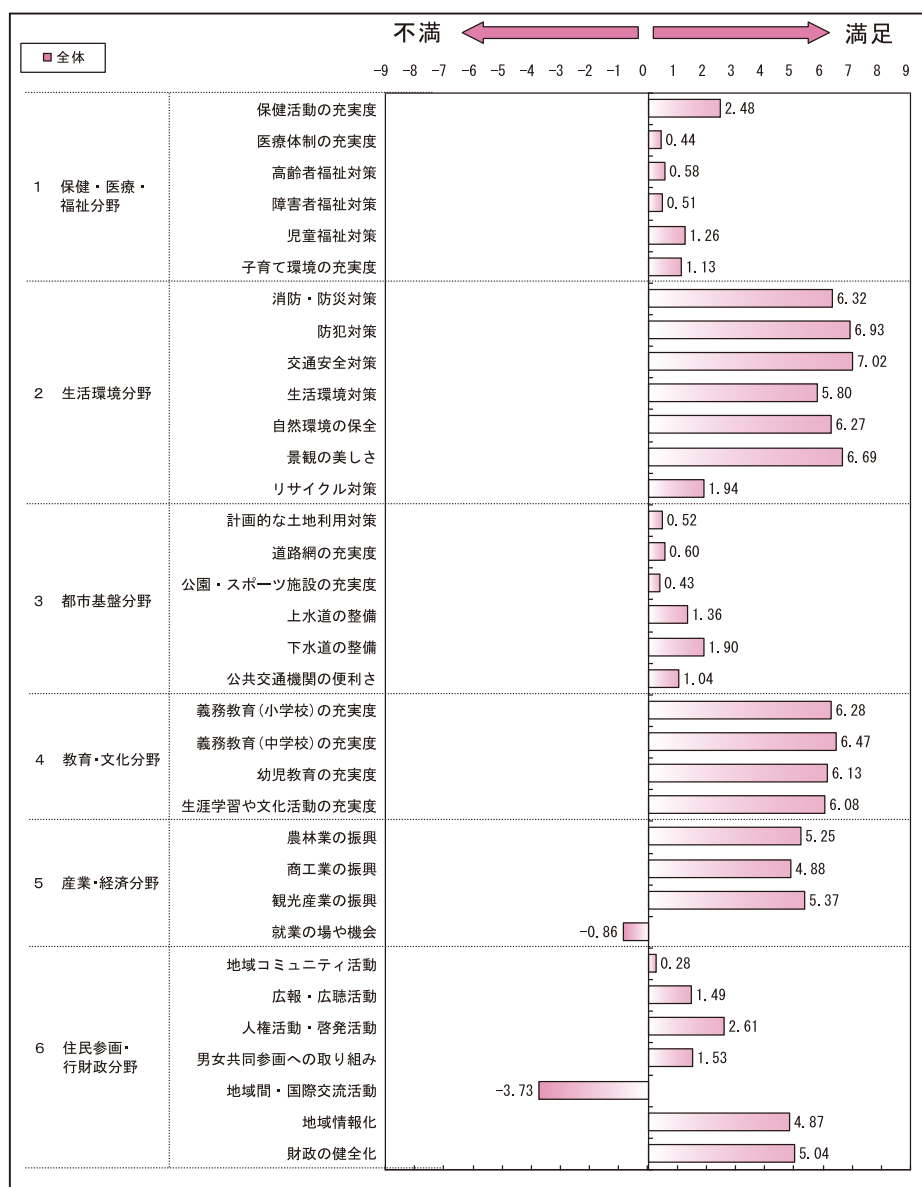
この結果、満足度評価の高い項目は、「交通安全対策」(7.02点)、「防犯対策」(6.93点)、「景観の美しさ」(6.69点)が上位3位を占めています。

一方、満足度評価の低い項目をみると、「地域間・国際交流活動」(-3.73点)、「就業の場や機会」(-0.86点)、「地域コミュニティ活動」(0.28点)などが挙げられています。

全体的にみると、34項目のうち満足度がプラス評価の項目が32項目、マイナス評価の項目が2項目となっています。

村の各環境に関する満足度

単位：評価点

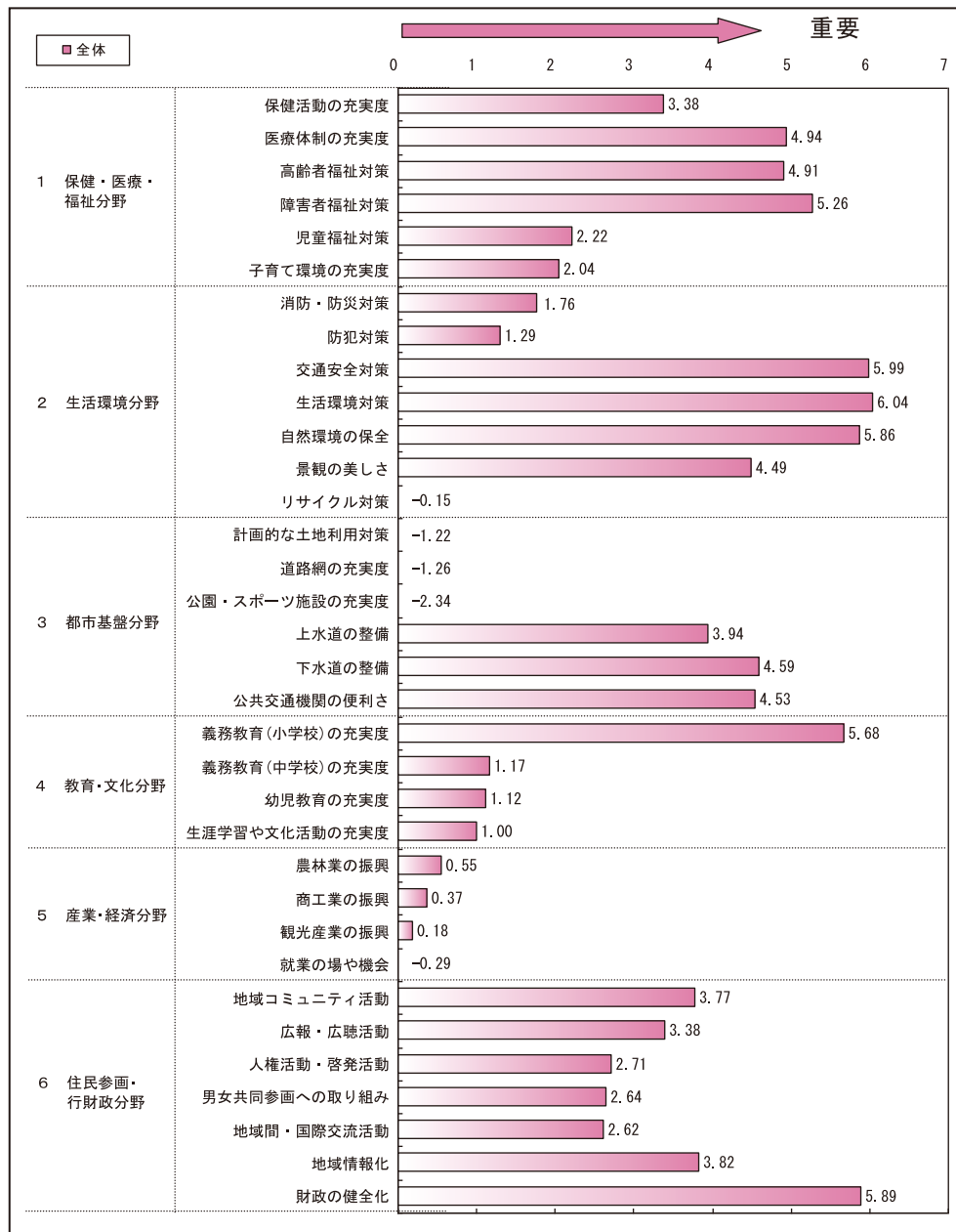


榛東村の各環境について、どの程度重視しているかを把握するため、34項目について、「重要である」、「やや重要である」、「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、「重要でない」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点（重要度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

この結果、重要度については「生活環境対策」（6.04点）、「交通安全対策」（5.99点）、「財政の健全化」（5.89点）が上位3位を占めています。

村の各環境に関する重要度（全体）

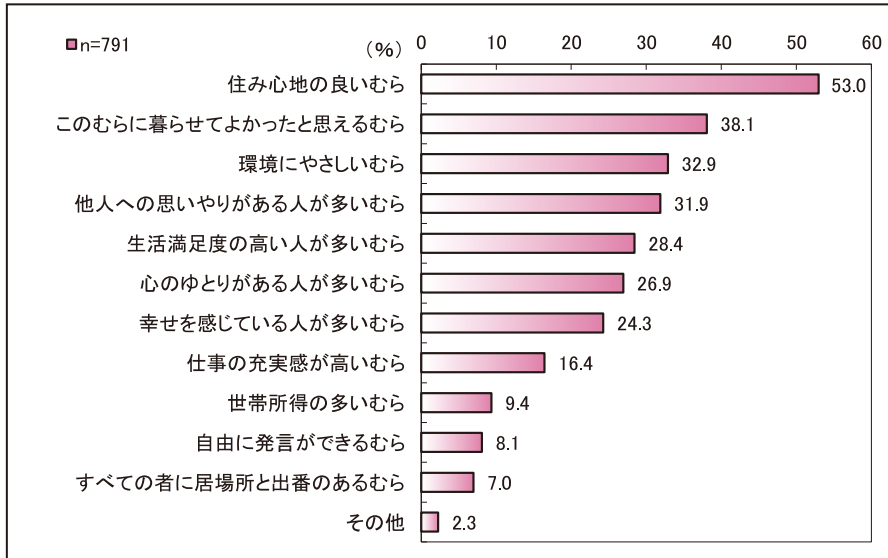
単位：評価点



村における生活の望ましい姿については、「住み心地の良いむら」(53.0%)、「このむらに暮らせてよかったと思えるむら」(38.1%)、「環境にやさしいむら」(32.9%)、「他人への思いやりがある人が多いむら」(31.9%)の順となっています。

村における生活の望ましい姿について

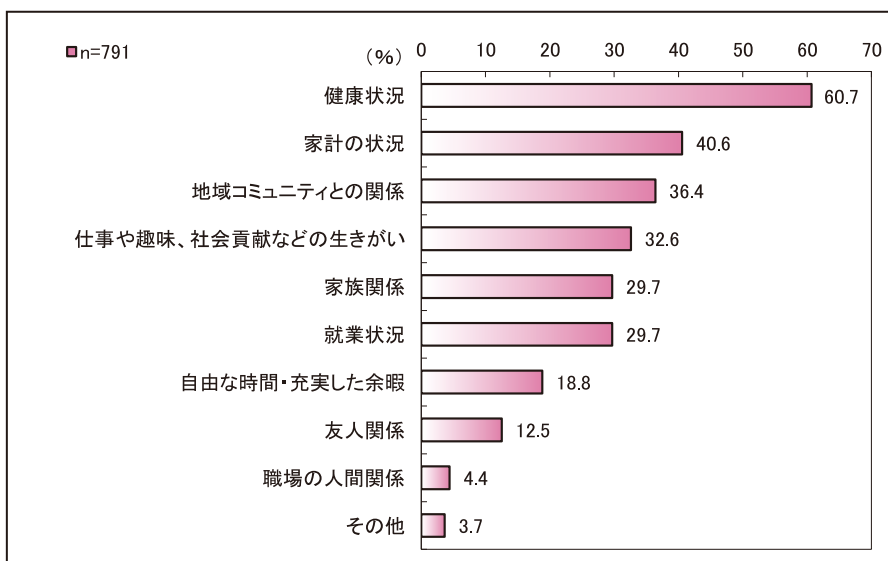
単位：%



望ましいと考えた村を実現するための条件については、「健康状況」(60.7%)、「家計の状況」(40.6%)、「地域コミュニティとの関係」(36.4%)、「仕事や趣味、社会貢献などの生きがい」(32.6%)の順となっています。

望ましいと考えた村を実現するための条件について

単位：%



2 伸ばすべき特性と改善すべき特性

① 伸ばすべき特性

- 肥沃な土壌と地理的条件を活かし、昭和30年代半ばから栽培が始まったぶどうは、村を代表する特産物であり、観光資源としても重要なウェイトを占めています。
- 農業地域として安定した農業収入が望める農業経営環境を整えるなど、地域社会の形成を目指すとともに、新規就農者や認定農業者に対する支援を積極的に行っています。
- 商工業においては、地場産業の育成、新たな企業誘致を推進し、住民の就労の場の確保と青少年層の定着を促進しています。
- 富士見峠から一望できる関東平野の四季折々の風景は素晴らしく、冬の空気の澄んだ日は雪に覆われた富士山の山頂を望むことができます。

② 改善すべき特性

- 農業はもとより、商業などにおいても後継者の確保は大きな課題となっています。
- 少子高齢化が進行している中、今後の児童福祉の充実や高齢者医療の問題、特に高齢者が増加することにより、施設等の整備・改修の必要性が増すことが懸念されます。
- 21の行政区は、各区に地域のコミュニティ形成のための施設としてコミュニティセンターが設置されています。施設のバリアフリー化や老朽化した施設の更新を進めていますが、少子高齢化が進む中、利用者の減少や地区行事の減少など、本来の組織単位である地区が弱体化している傾向がみられます。
- 世代間の交流が盛んな地区とそうでない地区など、地域間の差が村の行事などにも少なからず影響を及ぼしています。
- 若い世代は就職先の都合や、経済的な理由など、その理由は様々ですが、村外へ転出する方が増えています。
- 高齢者が増えている中で、健康寿命のさらなる延伸とともに、自分で自動車を運転できない人が増えてくることが予想されるため、交通弱者の移動手段の確保が必要です。

災対策の抜本的な見直しを急務としています。

内閣府の地震調査研究推進本部では、平成25年5月の南海トラフの地震活動の長期評価において、地震（M8～9クラス）の30年発生確率を60～70%としており、東日本大震災に匹敵する規模の地震が起きる可能性が高まっていることを示唆しています。また、近年では竜巻・突風・ゲリラ豪雨・大雪など、台風以外でも局地的ですが、大きな被害をもたらす自然災害も頻発しています。

3 地球温暖化などの環境問題

世界人口増加や新興国の経済成長などの諸活動によるエネルギー消費拡大等により、地球規模でのエネルギー環境問題が深刻化しています。また、微小粒子状物質や光化学オキシダントによる大気への汚染問題も深刻な状況と言えます。このような中、我が国においても、環境負荷の少ない生活スタイルへの転換、新エネルギーの導入など環境に配慮した低炭素・循環型社会、自然共生社会の実現に向けた具体的な取り組みが求められています。


平成25年、日本列島は猛暑と度重なる豪雨など、今までに類のない異常気象に襲われました。平成26年も豪雨・土砂災害による被害があったほか、大雪、噴火など、人命を奪う自然災害が頻発しています。

国土交通省の発表によると、土砂災害の発生件数はこの20～30年で1.5倍に増えており、増加の主な原因は地球温暖化が招く大雨の頻発であるとしています。

4 地方自治の自主・自立の時代

日本の地方自治は、平成の大合併や国主導の行財政改革、地方分権などの大きな変革を経て、現在、人口減少対策という最も大きな難題に直面しており、地方が自ら考え、責任を持つことがあらゆる場面で求められており、地方自治はまさに自主性と自立を求められています。

一つの単独の村でできることとできないことがあり、これは市や町でも同じです。長期的に展望する視点・視野を持ち、村の維持・存続を図っていくためにはこれまで以上に施策や事業の必要性や効率性、優先順位を見極めていくことが必要であるとともに、広域的な視点で村の役割分担を明確にしながら近隣市町村と協力していく姿勢も必要です。



Ⅱ

基本構想

1 榛東村の10年後の姿

これまで見てきたように、本村を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、克服すべき大きな課題もあります。このため、これからの10年間は、住民全体で力を合わせ、子どもたちが榛東村に誇りを持ち、明るい未来に向かって歩むことができるむらづくりをしていくことが今まで以上に重要です。

本村における平成37年度の将来像を以下のように設定し、全村一体となって、榛東村に生活し、生業をもって郷土を守り続けられるむらづくりを進めます。

将来像

「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」

全施策共通目標

心かよいあう思いやりのむらづくり

将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」とは、乳幼児からお年寄りまで、生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉を誰もが享受でき、子どもが夢を抱き夢に向かって歩むことができる環境を全村一体となって作りだしていく意気込みを表現しています。

将来像の実現のためには、住民誰もが互いを思いやり、心を通わせてむらづくりに取り組

んでいく姿勢が必要で、全施策共通目標として「心かよいあう思いやりのむらづくり」を掲げています。

全施策共通目標は、職員はもとより、全住民が一丸となってむらづくりに取り組む際の共通目標として設定します。



2 特性・課題の整理と施策の展開

人口の減少 平成 23 年 14,826 平成 24 年 14,685 平成 25 年 14,694	少子高齢化 平成 25 年 年少者割合 (13.8%) 高齢者割合 (21.2%)
位置・地勢・自然 ・榛名山の東麓のゆるやかな傾斜地 ・前橋・高崎等の市街地へのアクセスも容易	産業 ・ぶどう・畜産をはじめとする農業 ・200 億円代の製造品出荷額を誇る工業

アンケートからみた村の課題

- ・不満に思っていることベスト 5
(地域間・国際交流活動、就業の場や機会、地域コミュニティ活動、公園・スポーツ施設の充実度、医療体制の充実度)
- ・重要で取り組んだ方がよいことベスト 5
(生活環境対策、交通安全対策、財政の健全化、自然環境の保全、義務教育(小学校)の充実度)
- ・今後望むむらづくりの特色ベスト 1
(住み心地の良いむら)

伸ばすべき特性

肥沃な土壌と地理的条件
 農業地域として安定した農業収入が望める
 住民の就労の場の確保と青少年層の定着促進
 富士見峠から一望できる関東平野の四季折々の風景

改善すべき特性

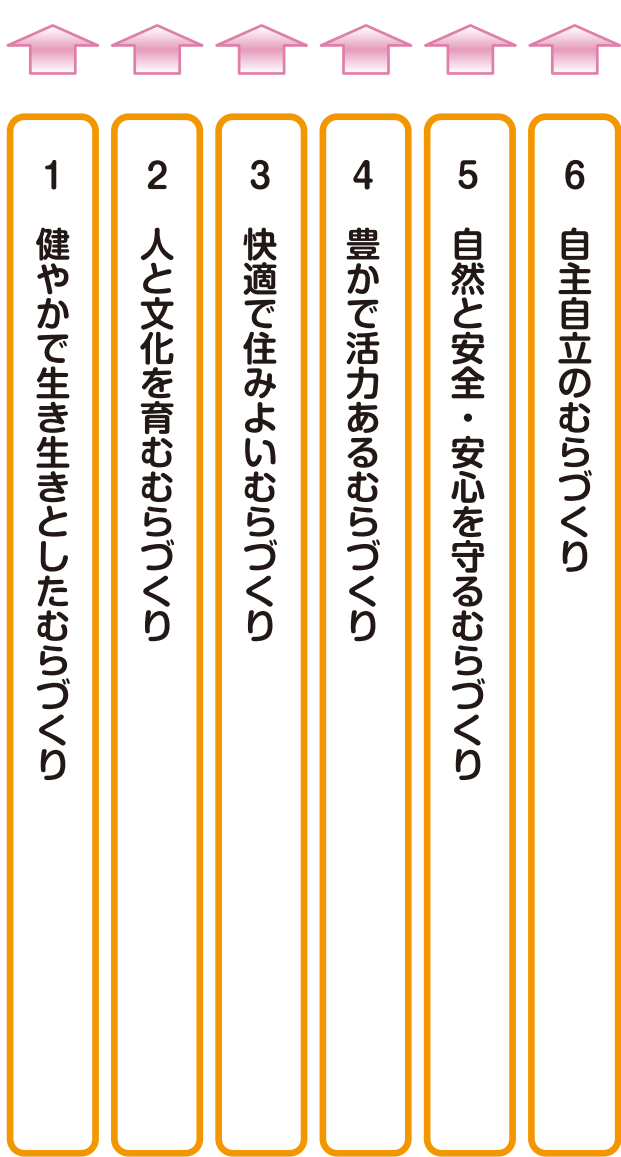
児童福祉の充実や高齢者医療の問題
 施設のバリアフリー化や老朽化した施設の更新
 地区行事の減少など、本来の組織単位である地区の弱体化
 地域間の差が村の行事などにも少なからず影響
 若い世代の村外流出
 交通弱者の移手段の確保

将来像

「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」

全施策共通目標

心かよいあう思いやりのむらづくり



3 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計結果では、本村の人口は今後減少傾向で推移し、平成37年には14,076人になることが推計されています。

また、年齢階層別人口をみると、今後、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移し、平成37年には3,996人（28.4%）となることが予測されます。一方、年少人口（14歳以下）は減少することが見込まれ、平成37年には1,610人（11.4%）になることが予想されます。生産年齢人口（15歳～64歳）については、平成37年に8,470人（60.2%）になるものと予測され、生産年齢人口の減少も進む見込みです。

なお、本計画では、目標年次に向けて、快適で安全・安心な生活環境や基盤の整備をはじめ、福祉・子育て・教育・文化環境の充実、さらに、活力ある産業の振興などにより、人口減少に歯止めをかけ、交流・定住人口の拡大に最大限努めます。

総人口・年齢階層別人口（推計）

単位：人、%

	平成22年	平成32年	平成37年
総人口	14,370	14,293	14,076
年少人口 (14歳以下)	2,128 (14.8%)	1,776 (12.4%)	1,610 (11.4%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	9,421 (65.6%)	8,709 (60.9%)	8,470 (60.2%)
老年人口 (65歳以上)	2,821 (19.6%)	3,808 (26.6%)	3,996 (28.4%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所

4 施策の大綱

将来像

「子どもにもいに夢をみんなに福祉と安心を」

全施策共通目標

にがよらぬいぬらざりるのむらびつ

施策

1 健やかで生き生きとしたむらづくり

2 人と文化を育むむらづくり

3 快適で住みよいむらづくり

4 豊かで活力あるむらづくり

5 自然と安全・安心を守るむらづくり

6 自主自立のむらづくり

基本施策

1 地域福祉の推進

2 子育て支援の充実

3 保健・医療の充実

4 高齢者福祉の充実

5 障がい者福祉の充実

6 社会保障制度の充実

1 学校教育の充実

2 生涯学習の推進

3 スポーツの振興

4 地域文化の振興

1 道路・交通網の整備

2 上下水道の充実

3 適正なごみ処理の推進

4 住宅・公園等の整備

5 計画的な土地利用の推進

1 農林業の振興

2 商工業の振興

3 観光産業の振興

4 就業環境の充実

1 自然環境・景観の保全

2 消防・防災・防犯体制の強化

1 行財政改革の推進

2 広報・広聴の充実

3 情報化の推進

4 協働のむらづくりの推進

1 健やかで生き生きとしたむらづくり

子どもから高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域において、地域の支え合いにより安心して豊かな生活を送るために、地域に関わる住民や地域の団体・社会福祉の事業者などが、地域全体で福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を実現していくことを目指します。

●基本施策

1 地域福祉の推進	4 高齢者福祉の充実
2 子育て支援の充実	5 障がい者福祉の充実
3 保健・医療の充実	6 社会保障制度の充実

2 人と文化を育むむらづくり

学校・家庭・地域社会との連携を図りつつ、教育内容の改善・充実、環境の整備を図ることにより、社会の変化に的確に対応できる、心身ともに健康でたくましい人間の育成を図ります。また、誰でも、いつでも、どこでも学べ、誰もが心の豊かさや生きがいを実感できる生涯学習社会の構築を目指します。

●基本施策

1 学校教育の充実	3 スポーツの振興
2 生涯学習の推進	4 地域文化の振興

3 快適で住みよいむらづくり

都市的な土地利用と自然環境の調和を図りつつ、住民の利便性を向上する観点から計画的な土地利用を図ります。また、道路網や公共交通網の整備を促進することで、市街地環境の向上に努めるとともに、住宅需要に応じた住環境整備や空き家対策、公園・緑地の整備など、居住環境の向上を図ります。さらに、生活環境の向上を図るため、上下水道等の適切な安全管理を推進するとともに、ごみの出し方のマナー向上とごみ処理体制の充実を図ります。

●基本施策

1 道路・交通網の整備	4 住宅・公園等の整備
2 上下水道の充実	5 計画的な土地利用の推進
3 適正なごみ処理の推進	

4 豊かで活力あるむらづくり

基幹産業である農業においては、将来にわたり意欲を持って農業を担う人材を確保・育成し、高付加価値化や6次化など、競争力のある農業振興を図ります。林業においても、木材資源の有効活用を図るとともに、担い手の育成・確保に努めます。また、食料品製造業等をはじめとした工業や、交通利便性を活かしたスーパーなどの小売業など、本村の商工業においても地元根差した企業等を支援し、雇用環境の充実を図ります。産業分野においては、農商工連携等を促進するとともに、農林畜産物等の地場産品の掘り起こしと特産化を図りつつ、観光産業の振興を図ります。

●基本施策

1 農林業の振興	3 観光産業の振興
2 商工業の振興	4 就業環境の充実

5 自然と安全・安心を守るむらづくり

地球環境への負荷が少ない低炭素社会への点検に向けて、住民、事業者、行政が協力して日常生活や事業活動などのあらゆる分野において温室効果ガスの削減対策を講じていくとともに、生物多様性の保全に努めるなど、豊かな自然環境を未来に引き継ぐための各種施策を講じます。また、地震や風水害・火災等の災害発生、さらには事故や犯罪に対して、安心して生活を営むことができる「安全・安心な都市づくり」を進めます。

●基本施策

1 自然環境・景観の保全	2 消防・防災・防犯体制の強化
--------------	-----------------

6 自主自立のむらづくり

社会環境が大きく変化している中、防災・防犯・福祉・教育等、あらゆる場面で住民との協働は必要不可欠です。こうした協働のむらづくりを今まで以上に推進するとともに、健全な村政運営を図るための行財政改革を不断に実行し、住民との情報共有を図るための環境整備を充実します。

●基本施策

1 行財政改革の推進	3 情報化の推進
2 広報・広聴の充実	4 協働のむらづくりの推進



Ⅲ 基本計画

重点施策

1 重点施策の位置付け

● 総合計画と総合戦略の関係

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、本村においても同様に、少子高齢化・人口減少の影響が懸念されています。

こうした全国的な人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、国においては、人口減少対策と地方創生を推進するための基本方針を決定し、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

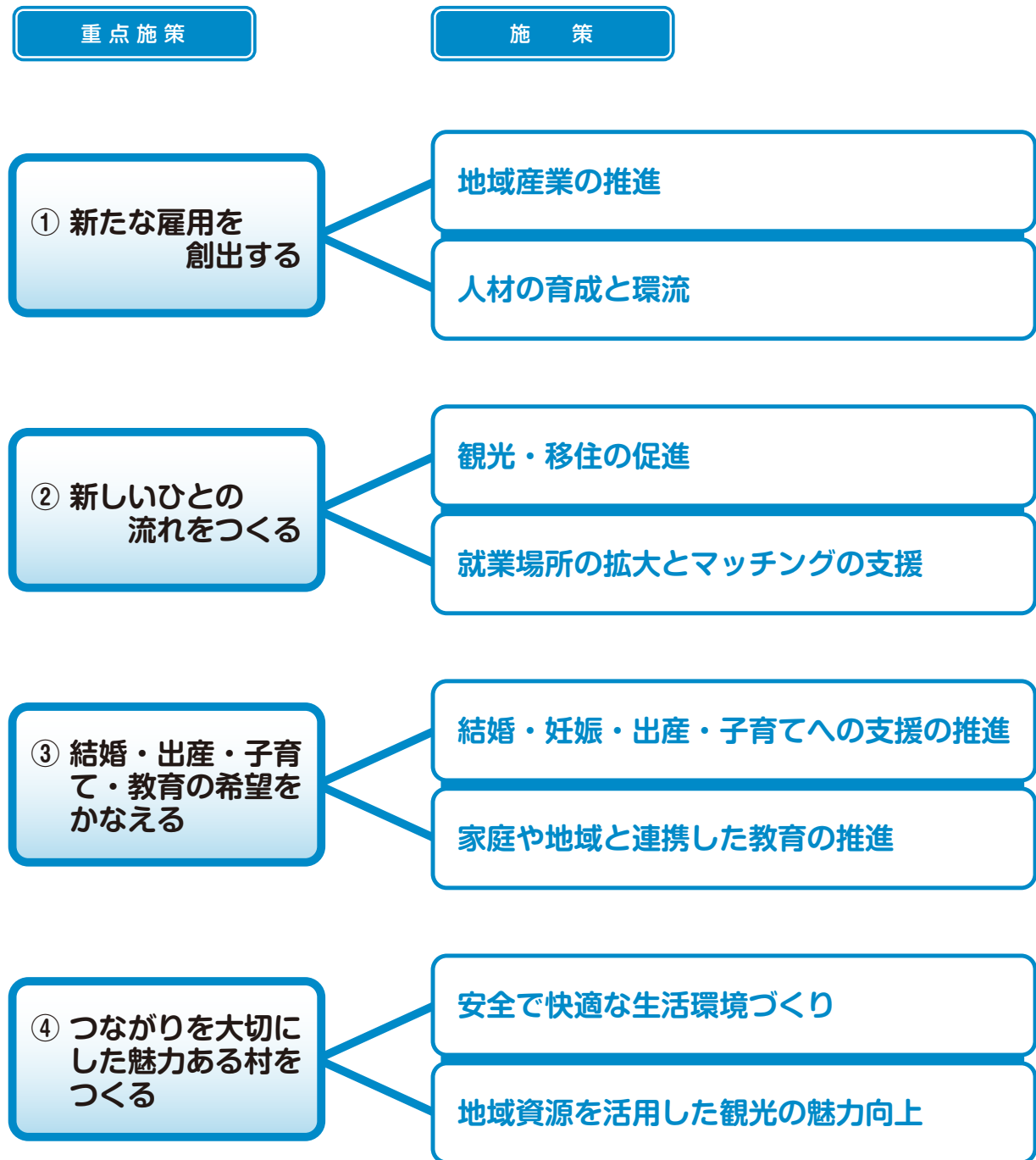
本村においても、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、「榛東村版総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

総合戦略に掲げる各施策については、本基本計画の重点施策に位置付け、より積極的に推進します。



2 重点施策

● 重点施策の体系



● 主な取り組み

重点施策1 新たな雇用を創出する

総合戦略 基本目標1

既存ビジネスに加え、新しい商品・サービスの開発を促進し、雇用の創出を図ります。

<数値目標>

- ◇ 雇用創出数：5年間で50人

1
地域産業の推進

- ① 地域産業への集中的な支援
- ② 創業支援事業
- ③ 農業経営環境の充実
- ④ 地域資源を利用した6次産業化の推進

2
人材の育成と環流

- ① 人材の確保と育成
- ② 村外からの人材の受入れの促進

重点施策2 新しいひとの流れをつくる

総合戦略 基本目標2

本村の魅力情報を発信し、新しいひとの流れをつくります。

<数値目標>

- ◇ 観光入込客数：250,000人（平成26年 218,000人）
- ◇ 転入超過数：20人（平成26年 13人）

1
観光・移住の促進

- ① 村外に向けた本村の魅力発信
- ② 移住促進事業
- ③ 移住促進ウェブサイトの構築・運用

2
就業場所の拡大と
マッチングの支援

- ① テレワークの促進、サテライトオフィスの誘致
- ② UIターン希望者と村内事業所のマッチング支援

重点施策 3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

総合戦略 基本目標 3

若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえるむらづくりを進めます。

<数値目標>

- ◇ 合計特殊出生率：1.52（平成 26 年 1.37）
- ◇ 出生数：5 年間で 579 人（平成 22 年～平成 26 年 508 人）

1
結婚・妊娠・出産・
子育てへの支援の推進

- ① 結婚応援事業
- ② 不妊治療費等助成事業
- ③ 任意予防接種助成事業
- ④ 保育料及び給食費の負担軽減
- ⑤ 一時保育、学童保育の充実
- ⑥ 地域子育て支援の推進

2
家庭や地域と連携した
教育の推進

- ① 異世代交流教室の開催
- ② 地域とともに歩む教育の実践

重点施策 4 つながりをお大切にした魅力ある村をつくる

総合戦略 基本目標 4

人口減少、情報化など、急激に変容する時代に対応しつつ、人と人のつながり、地域と地域の連携をお大切にした、安心して暮らせる魅力あるむらづくりを進めます。

<数値目標>

- ◇ 生活環境に満足している人の割合：80%（平成 26 年 67.3%）

1
安全で快適な生活環境
づくり

- ① 通学路見守り事業
- ② 防犯カメラ等設置事業
- ③ 空家対策事業

2
地域資源を活用した
観光の魅力向上

- ① 既存資源の動線化と観光地化
- ② 広域連携による観光促進

第1章 健やかで生き生きとしたむらづくり

基本施策1 地域福祉の推進

施策の体系

- ◎主要施策1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化
- ◎主要施策2 福祉意識の高揚と福祉環境の整備
- ◎主要施策3 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
住民参画型の地域福祉計画の見直し	回	1 (H24 ~ 29)	1 (H30 ~ 34)
福祉イベントの開催回数	回	0	1
地域に必要なインフォーマルサービス	事業数	0	3

現状と課題

少子高齢化が進む中、全国的に頻発する災害や社会情勢の様々な変化など、住民が安心して暮らしていくには、地域福祉の取り組みがより重要となっています。

地域包括支援センターを地域福祉の拠点とし、相談事業、虐待防止、介護予防等の様々な地域福祉の取り組みを行っていますが、住民や関係機関における情報共有やネットワーク化をさらに充実し、住み慣れた土地で最期まで安心して生活できる環境づくりを推進していく必要があります。

「ともに助け合い、ともに支え合う」地域福祉社会を構築するため、社会福祉協議会や各種団体の連携や福祉サービスの活用など地域のきずなや支え合うむらづくりを総合的に進めていくことが重要で、また、高齢化が進む中、すべての人が安全に安心して暮らすことができるよう公共施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。

基本方針

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮せる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

主要施策

(1) 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化

地域の福祉ニーズを的確に把握・共有し、効果的な活動が行えるよう、地域福祉計画の見直しを住民とともに進めるとともに、関連部門、関係機関・団体相互の連携・協力体制の一層の強化に努めるほか、各種サービスや活動についての周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

【関連する事業】 民生児童委員会活動事業、社会福祉事業

(2) 福祉意識の高揚と福祉環境の整備

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など住民の福祉意識の高揚に努めます。また、高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化のむらづくりを推進します。さらに、民間事業者との連携を図り、住民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

【関連する事業】 社会福祉事業、元気高齢者支援事業、保育所地域活動事業、障がい者等理解促進研修・啓発事業

(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけ、連携を強化し、各種事業活動を実施するうえで、内容の充実を図ることができるよう支援します。また、民生・児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、庁内、民生・児童委員、社会福祉協議会等の連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスを創出します。

【関連する事業】 民生児童委員会活動事業、社会福祉事業

関連する個別計画

○地域福祉計画（平成 24～29 年度）

基本施策2 子育て支援の充実

施策の体系

- ◎主要施策1 児童福祉施設の整備
- ◎主要施策2 保育事業の充実
- ◎主要施策3 子ども・子育て支援事業計画に示された目標達成

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
児童館の整備	施設	1	1
学童保育所の整備	施設	6	7
保育事業の充実	施設	3	3

現状と課題

子ども・子育ての現状は、保育園や放課後児童クラブ等の子育て支援においては、利用状況が毎年変化する中で、利用者ニーズに応じたサービスを提供できるよう施設の開設や体制の充実等を行い対応しています。

また、子育てを援助する活動として、ファミリー・サポート・センター事業²や産前産後サポート等を行うなど、子育て環境が次第に充実しつつありますが、利用者数は限定的となっています。本村だけでは、子どもの支援を対象とするとニーズは限られ、住民の助け合いとしての事業の拡大が困難であるため、子どもからお年寄りまでを一体的に支援する体制を構築することも検討が必要です。

本村における病後児保育は、変則的に吉岡町内の小児科医院で対応しています。保護者の思いや子ども自身の気持ちを最大限に尊重し、就労中の保護者が子どもの病気等の際に、気兼ねなく仕事を休めるように、地域企業への啓発等にも努めていく必要があります。併せて、保育園の園児等が熱発の時に保護者が迎えに来るまでの間、安心して過ごすための看護体制や静養室等の充実についても検討します。

年間5,500人ほどが訪れている児童館は、建築後32年が経過し老朽化も目立つことから改築が課題となっています。

平成27年3月に策定した榛東村子ども・子育て支援事業計画に基づき、榛東村子ども・

² 渋川市・吉岡町・榛東村で共同実施している「しぶかわファミリー・サポート・センター」が利用できます。

子育て支援会議の委員とともに、当該計画の推進体制、進捗確認を行いながら、幼稚園のあり方や認定こども園の設置等も含め、さらなる子育て環境の整備に努めていく必要があります。

基本方針

すべての子どもが尊重され、子育て・子育て支援が真に子どもが幸せに育つためであるよう、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取り組みを推進します。また、就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援する取り組みを推進するとともに、保護者が孤立することのないよう、地域の様々な社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

主要施策

(1) 児童福祉施設の整備

共働き家庭や母子父子家庭のために子どもたちの健全育成対策として、新たな児童館の建設を計画します。

また、利用者数に応じて学童保育所の新設等整備を検討します。

【関連する事業】 児童館管理運営事業、地域子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、児童保育事業

(2) 保育事業の充実

民営化された村内3保育園の健全な運営を支援するとともに、保育園で実施されている子育て支援センター、一時預かり保育、延長保育の充実を図ります。

なお、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度に伴い、民営保育園は、幼保連携型認定こども園へ移行することを引き続き検討します。

【関連する事業】 地域子育て支援事業、児童保育事業

(3) 子ども・子育て支援事業計画に示された目標達成

当該計画に示された目標の達成に向けて取り組むとともに、併せて、当該計画に示された13事業それぞれの充実もしくは必要性を検討します。

【関連する事業】 地域子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、児童保育事業、放課後子ども教室、こんにちは赤ちゃん事業

関連する個別計画

○子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）

基本施策3 保健・医療の充実

施策の体系

- ◎主要施策1 保健サービスの充実
- ◎主要施策2 健康づくり事業の推進
- ◎主要施策3 関係機関との連携強化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
がん検診の受診率 (胃がん検診)	%	26.2	50
がん検診の受診率 (子宮頸がん検診)	%	45.4	50
乳幼児健診の受診率 (1歳6カ月児対象)	%	96.1	98
幼児期、学童期に対する食育推進活動	回	10	13

現状と課題

保健相談センター、新庁舎の完成により、検診車、来場者の駐車スペース等が確保され、平成24年度からは総合健診として12項目の各種検診を同一日に実施することが可能となりました。また、検診会場の環境が整い、検診当日の流れがスムーズになり、受診時間の軽減につながり、住民の負担軽減を図りましたが、大幅な受診率向上にはつながっていません。さらに、平成26年度からは検診負担金の無料化を図り、住民の負担を軽減することとなり、一層受診しやすい体制になりました。本村は、高崎市、前橋市に隣接していることから受診先が広域になっているため、各種検診も地域を越え、個人の都合にあわせて受けられる個別検診の需要が高まっています。

また、核家族化や少子化により、親族等による育児支援を受けにくい家庭が増加傾向にあります。このため、育児不安を抱える母親が増加しており、乳幼児健診における育児相談や親同士の交流の場へのニーズが高まってきています。育児支援や虐待防止を含め、相談体制の充実と健診や教室等の事業強化が必要とされています。

村内医療施設は医院診療所3ヶ所、歯科医院3ヶ所、接骨院3ヶ所と多くはありません。近隣市町に多くの病院、診療所があるため、短時間で通院可能であり、必要な医療サービスを円滑に受けられるよう医療機関との連携が図られています。しかし、夜間急患診療等は渋川市内の広域施設対応ですが、十分とはいえず、広域圏内での医療体制の整備が課題となっています。

基本方針

住民一人ひとりが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、疾病の予防、早期発見・早期治療を推進するため、各種健康診査体制、健康自主事業、健康教育、健康相談、保健指導の充実を図ります。今後一層の広報活動の研究等により健康意識の啓発普及、各種検診受診率の向上に努めます。また、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援していく環境を整備し、行政や医療機関、関係団体、学校、企業などの健康に関わる関係者の連携を強化し、地域医療の推進を図ります。さらに、村内医療機関との協力関係による医療体制の充実に努めるほか、近隣市町の医療施設との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

主要施策

(1) 保健サービスの充実

- ① 健康寿命の延伸と生活の質の向上のため、住民の健康づくりと、糖尿病、脳血管疾患、心疾患、がん等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康保持及び健康増進に資する事を目的とし、各種健康診査、がん検診、健康教室等の保健事業を実施します。
- ② 母子保健事業においては、核家族化や少子化により親族等による育児支援を受けにくい家庭が増加傾向にあることから、乳幼児健診における育児相談や親同士の交流の場へのニーズが高まってきているため、育児や発達に対する支援、虐待防止を視野に含めた健診や教室等の事業を実施します。
- ③ 疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種事業を実施します。

【関連する事業】 総合健診

(2) 健康づくり事業の推進

食を通じた健康づくり活動として、住民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるため食育の推進を図ります。

【関連する事業】 食育推進事業

(3) 関係機関との連携強化

住民一人ひとりが健康的な日常生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の各関係機関との連携を強化し、総合的かつ効率的な保健活動の推進を図ります。

【関連する事業】 事例検討会議

関連する個別計画

○榛東村健康づくり計画第2次健康プランしんとう21（平成28年度～平成32年度）

基本施策4 高齢者福祉の充実

施策の体系

- ◎主要施策1 生きがいづくりの充実
- ◎主要施策2 在宅福祉サービスの充実
- ◎主要施策3 総合的高齢者福祉対策の強化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
生活支援型ホームヘルプサービス事業利用者の増加	人	0	5
榛東村ミニデイサービス事業利用者の増加	人	25	49
榛東村高齢者住宅改造補修費補助金の安定した利用	件	0	年間2名の利用 (延べ12)
榛東村在宅寝たきり老人・重度身体障がい者等紙おむつ給付事業利用者の増加	人	41	65
榛東村緊急通報装置貸与利用者の増加	人	25	49

現状と課題

本村の65歳以上人口は平成27年10月1日現在で3,399人と、総人口に占める割合は23.1%となっています。また、65歳以上高齢者のいる世帯についても、平成22年度国勢調査では1,836世帯で、全世帯に占める割合は39.8%となっており、高齢化は着実に進行しています。

本村では、平成27年3月に「榛東村第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、高齢者と地域住民との連携を図りつつ、総合的な高齢者福祉事業の推進に努めています。

独居高齢者も年々増加の一途を辿っており、関係各機関や地域との連携が重要となってきています。

基本方針

高齢者が健康で生きがいのある生活を営み、社会活動に参加できるような生きがいづくりの充実を目指すとともに、在宅医療や在宅介護等の在宅福祉サービスの促進を図ることにより、介護高齢者が在宅で暮らしていけるようなむらづくりを推進します。

主要施策

(1) 生きがいつくりの充実

高齢者の社会活動への参加を促進するため、各種スポーツ活動や生涯学習活動との連携を強化し、世代間交流のための場づくりを推進します。

また、高齢者の就労対策として高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）の充実を推進します。

【関連する事業】 元気高齢者支援事業、高齢者能力活用センター管理運営事業

(2) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉を促進するため、在宅福祉サービスの周知と活用の推進に努めるほか、訪問指導体制や相談体制を強化するため、ホームヘルパーなどの人材確保やボランティアの育成に努めます。

【関連する事業】 元気高齢者支援事業、在宅福祉事業

(3) 総合的高齢者福祉対策の強化

保健・医療・福祉など関係機関の連携強化をはじめ、本村固有のふれあい館を利活用しながら、生涯学習や社会体育との連携により、総合的な高齢者福祉対策の強化を図ります。

【関連する事業】 民生児童委員会活動事業、社会福祉事業、ふれあい館管理運営事業

関連する個別計画

○第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画



基本施策5 障がい者福祉の充実

施策の体系

- ◎主要施策1 自立支援システムの充実
- ◎主要施策2 地域生活支援事業の充実
- ◎主要施策3 相談支援から支給決定に係るシステムの充実
- ◎主要施策4 児童福祉法による給付の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H29)
障がい福祉サービス利用者数 (訪問系)	人	11	19
障がい福祉サービス利用者数 (日中活動系)	人	60	81
障がい福祉サービス利用者数 (居住系)	人	30	32

※榛東村第4次障害福祉計画より

現状と課題

(1) 総合的な自立支援システム

障害者総合支援法に基づくサービスは、介護や自立訓練、医療等のサービスを提供する「自立支援給付」と、相談や社会参加等を支援する「地域生活支援事業」の二つの柱に分かれています。

このうち、「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等があり、全国共通の制度により支給します。また、「地域生活支援事業」は、相談支援、日常生活用具給付等の事業があり、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施することが求められています。

なお、障がい児支援については、居宅サービスを除いて児童福祉法により給付を行います。

(2) 相談支援から支給決定に係るシステム

障害者総合支援法においては、支給決定はもちろん、判断能力が不十分な人の契約支援（権利擁護）、障がい福祉施策の相談、サービス事業者との調整等、サービスや支援が広範囲にわたっており、それぞれに専門性が求められています。このことから、関係機関のネットワーク化を図り、機能を有効活用し、障がい者の自立を総合的に支援していく制度です。

(3) 障がい者（手帳所持者）数の動向

平成26年度末現在の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者489人、知的障がい者117人、精神障がい者72人となっています。

- ① 身体障がい者（児） 身体障がい者手帳所持者数、人口比率ともやや減少傾向で推移しています。
- ② 知的障がい者（児） 療育手帳所持者数、人口比率とも増加傾向にあります。
- ③ 精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳所持者数、人口比率とも、増加傾向で推移しています。

国の制度に基づき福祉サービス等の支援を実施しており、今後多様化するニーズに対し福祉サービス等の充実を図っていくことが必要です。

基本方針

○障がいのある方の自己決定の尊重

障がいの種別・程度を問わず障がいのある方が自らその居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ろうとする障がい者本人の意思を尊重することを基本とします。

○障がいの制度の一元化

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい種別ごとに分かれていた制度やサービスを一元化し、特に立ち後れている精神障がいのある方などに対するサービスの充実を図ります。

○障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用するとともに、群馬県及び近隣自治体と協力して障がい福祉サービスの基盤整備を進めます。

○利用者本位のサービスの確保

利用者本位のサービスの確保を目指し、提供されるサービスの質の確保・向上を進めるために、事業者自らが客観的なサービス評価に積極的に取り組むよう関係機関との協議を通じて促進を図ります。

主要施策

(1) 自立支援システムの充実

「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等があり、全国共通の制度により支給します。

なお、障がい児支援については、居宅サービスを除いて児童福祉法により給付を行います。

【関連する事業】 障害者総合支援事業

(2) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、相談支援、日常生活用具給付等の事業があり、実情に応じて柔軟に実施することが求められています。障がいのある方が障がい福祉サービス等を利用しながら地域で自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報提供と助言、虐待の防止等のための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援、地域活動支援センターの拡充など、村が自主的に行う事業の充実を図ります。

【関連する事業】 地域生活支援事業

(3) 相談支援から支給決定に係るシステムの充実

障害者総合支援法においては、支給決定はもちろん、判断能力が不十分な人の契約支援（権利擁護）、障がい福祉施策の相談、サービス事業者との調整等、サービスや支援が広範囲にわたっており、それぞれに専門性が求められています。このことから、関係機関のネットワーク化を図り、機能を有効活用し、障がい者の自立を総合的に支援していきます。

【関連する事業】 障害者総合支援事業、地域生活支援事業

(4) 児童福祉法による給付の充実

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）など障がい児を対象とした施設・事業は、児童福祉法に基づき地域で支援を行います。

【関連する事業】 障害児通所支援事業

関連する個別計画

○障がい者計画及び第4期障がい福祉計画

後期高齢者医療制度は老人保険制度に代わるものとして平成20年4月から導入され、75歳以上の方は全員が加入することとなっています。開始から7年が経過し制度に対する理解は進んでいるものと思われますが、75歳を迎えるまで加入している他の健康保険との違い、新たに後期高齢者医療保険料を納めることに対する戸惑いや抵抗感などへの対応が取り組むべき課題として挙げられます。また、被保険者数及び医療費は年々増加の一途をたどっていることから、これに対する対策も必要となっています。

法律改正により、平成30年度から保険者が都道府県へ移行しますが、細かな役割分担等が不明瞭となっています。また、低所得者対策として国保税における法定軽減を毎年のように範囲拡大しているため、一般会計繰出金も年々増え続けており、今後の制度改正に適応していく必要があります。

国民皆保険制度を堅持し、持続可能なものとしていくため、医療費の適正化を図る必要があるとともに、生活習慣病の予防や重症化予防の取り組み等を支援し、被保険者（住民）の健康意識が向上するよう努めるなど、増大する医療費を抑制することが課題となっています。

群馬県補助事業として、中学校卒業までの子ども、重度心身障がい者、母（父）子家庭を対象として医療費の助成を行っています。また、村単独事業として自立支援医療受給者（精神通院限定）及び所得税が課税されている母子家庭を対象としています。福祉医療の対象となる子どもの数は年々減っていますが、一方で重度心身障がい者については増加しています。

社会保障とは、住民に安全や安心を提供する仕組み全体のことをいいます。セーフティネット（安全網）を張りめぐらし網の目のような救済策を取ることで、社会全体が活力あるものとなり、万が一脱落してしまった人であっても何度でもチャレンジすることができる社会作りが必要とされています。

基本方針

介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

後期高齢者医療制度の安定運営のため、群馬県後期高齢者医療広域連合を始め、県や国などとの連携を図っていくとともに、新たに加入する方への周知・広報を行うことにより制度への理解を深めていきます。

国民健康保険は、その構造的な要因から高齢者や低所得者が多く、財政基盤はきわめて脆弱なものですが、「国民皆保険」の要となっている地域の医療保険として被保険者の健康維持、増進及び疾病の予防・早期発見を図ることで保険給付の抑制を図りながら、国保財政を健全的に維持していきます。

福祉医療制度の目的は、対象者の健康管理の向上及び福祉の増進を図ることにありますが、

支給金額については今後も増加することが予想されます。受給者が安心して医療機関を受診することができるよう制度の維持に努めます。

主要施策

(1) 高齢者の生活を地域で支える仕組みづくり

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制を構築します。

【関連する事業】 生活支援コーディネーター配置、成年後見人村長申立制度、在宅福祉事業

(2) 介護サービスの基盤整備の推進

要介護認定者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービス及び地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

【関連する事業】 介護基盤等整備事業

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者を対象とした、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、要介護状態になることを防止するとともに、給付費の抑制を図り、介護保険財政の健全な運営を図ります。

【関連する事業】 介護予防教室・生活支援サービス事業

(4) 後期高齢者医療制度

制度の安定運営のための周知・広報や保険料の滞納対策、健康増進の観点から検診の受診勧奨などに努めます。

【関連する事業】 広報紙への掲載・パンフレット配布による普及啓発事業

(5) 医療費適正化

医療機関での頻回多受診に対する生活指導の実施や糖尿病の重症化予防、ジェネリック医薬品の普及などを推進します。

【関連する事業】 個別訪問指導事業

(6) 早期発見早期治療

疾病の早期発見・早期治療を推進するため、特定健康診査の受診率向上、特定保健指導の充実、人間ドックの推進を行います。

【関連する事業】 未受診者個別通知

(7) 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律に則り、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を行います。

【関連する事業】 要保護児童対策事業、児童相談事業、民生児童委員会活動事業

(8) 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法に則り、対象者に対して、自立相談支援、就労準備支援、就労訓練などを行います。また、必要に応じて教育委員会及び群馬県社会福祉協議会と協議をしながら取り組みます。

【関連する事業】 民生児童委員会活動事業、社会福祉事業

(9) 年金

日本年金機構の窓口機関として、公的年金の適切な事務手続きを行います。

【関連する事業】 基礎年金事務

(10) 雇用

生活困窮、生活保護、母（父）子家庭などの対象者に対し、ハローワークと連携した就労支援の場を設けます。

【関連する事業】 民生児童委員会活動事業 社会福祉事業、児童扶養手当事務

(11) 生活保護

本村の生活保護に関する業務は、主体業務を担っている群馬県と連携を密にしながら、生活保護に至る前の相談や、生活保護申請に伴う調査確認業務を主体的に行います。

就労・雇用対策についても、生活保護受給者を対象とした出張就労相談の会場として役場を提供するなどして支援を継続的に実施します。

【関連する事業】 民生児童委員会活動事業、社会福祉事業

第2章 人と文化を育むむらづくり

基本施策 1 学校教育の充実

施策の体系

- ◎主要施策 1 教育内容の充実
- ◎主要施策 2 教育施設の整備
- ◎主要施策 3 安全対策の強化
- ◎主要施策 4 人権教育の推進
- ◎主要施策 5 特色ある学校づくりの推進
- ◎主要施策 6 学校給食の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
学校公開への地域住民の参加数	人	100	200
給食に地元農産物を使用している率	%	9.94	15.0

現状と課題

少子化に伴う年少人口比率（15歳未満が総人口に占める割合）は年々減少傾向にあり、少子化が進む中、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

児童・生徒数の推移

児童数 平成 18 年 947 人・平成 19 年 932 人・平成 20 年 953 人・平成 21 年 913 人・平成 22 年 902 人・平成 23 年 895 人・平成 24 年 886 人・平成 25 年 871 人・平成 26 年 860 人・平成 27 年 847 人で 10 年間で 100 人の減となっています。

生徒数 平成 18 年 487 人・平成 19 年 481 人・平成 20 年 461 人・平成 21 年 448 人・平成 22 年 459 人・平成 23 年 464 人・平成 24 年 455 人・平成 25 年 442 人・平成 26 年 451 人・平成 27 年 421 人で 10 年間で 65 人の減となっています。

本村の学校教育については、全国的な人口減少に伴い、児童・生徒数は既に減少に転じています。こうした状況から、児童生徒数が減少していく中で学校教育の活力の維持に努める必要があります。教育内容や教育方法の充実と関連施設の活用を図りながら地域に開かれた特色のある学校づくりを進めます。

学力では、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、知識、技能を活用する能力を育成する必要があります。そのため、各学校は校内研修を通して、確かな学力を身につけさせる授業の構築や指導方法等を研究することが求められます。

体力では、日常生活において体を使う機会が少なくなっていることが、運動能力の低下の

原因と考えられます。また、外で遊ぶ機会の減少も一因と考えられ、今後、小学校段階から運動の楽しさや爽快感を学ばせ、運動習慣を身につけさせるよう取り組みを行う必要があります。

基本的な生活習慣や規範意識では、テレビゲームやインターネットの普及により、ゲームやスマートフォンなどに費やす時間が増加し、基本的な生活習慣や規範意識の定着が問題となっています。本村の子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識を高めるため、学校・家庭・地域が一丸となって、子どもたちが身につけるための取り組みが必要です。

家庭は、子どもが基本的な生活習慣や規範意識など生きていくうえで必要な知識や体験を得ることができ、人生観や想像力等の基礎を培う教育の出発点です。そして、常に心のよりどころとなる重要な場です。近年、社会の構造変化や核家族化、雇用形態の変化などにより、家庭の役割を教育機関である幼稚園や学校に依存する傾向が高くなり、家庭における教育力が低下しています。今後、家庭教育を支援し、家庭の教育力を高めるための取り組みが必要です。

地域では、子ども会組織による夏祭りやカルタ大会など各種行事が開催され、また、「どんど焼き」など地域のお年寄りや大人たちとふれあう機会により、自尊感情や社会性を身につけるとともに、伝統文化の大切さを学び、郷土愛を育みながら、たくましく成長していきます。しかし、少子化や核家族化に伴い、地域コミュニティの希釈化を招いています。地域を支え、発展させるのは、地域の人々の総合力であり、その礎となる家庭教育と地域コミュニティを支えるため、地域の教育力を高める取り組みが必要です。

学校と家庭・地域の連携では、学校は、本村教育の中心であり、時代とともに役割が増大しています。本村においては、学校・家庭・地域が連携した様々な取り組みが行われています。保護者会では、子どもたちが学びやすい教育環境の整備、美化活動を推進するため、奉仕活動を行っています。また、児童の登下校時には各種団体による見守り活動が行われ、安心して安全な通学に寄与しています。さらに、ボランティア団体や個人と連携した様々な授業や体験活動が行われています。こうした連携の積み重ねが、学校と地域の信頼関係を強化することに繋がり、学校や家庭・地域を変えることとなります。今後も、学校・家庭・地域の緊密な連携が必要です。

- 本村の人口は既に減少に転じており、全国的な少子化の影響により児童生徒数は減少傾向にあり、教育目標と学校運営の適正化を図っていく必要があります。
- 児童生徒の個性の伸長と社会の変化に主体的に対応できる健康で人間性豊かな児童生徒の育成に努めるために、教育施設の長寿命化と教育内容の充実を図ることが必要となっています。
- 国際社会に対応するため、中学校にALT（外国語指導助手）を配置していますが、

今後、外国語活動の教科化を踏まえ小学校でも ALT の配置が望まれます。また、時代に即した情報通信技術（ICT）活用による教育や理科教育の向上、特別支援教育や道德教育の充実が重要となっています。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、村長との連携の強化を図り教育大綱の見直し、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の緊急に講ずべき措置について検討課題となっています。
- 児童生徒の通学路における不審者及び交通事故防止対策の充実、さらには学校施設内での犯罪防止対策の強化も重要となっています。

基本方針

新しい時代に適切に対応し、複雑で困難な現状を乗り越えていくために、教育の果たす役割は極めて大きいと考えます。また、学校教育及び生涯学習に寄せる住民の期待は、ますます大きくなっています。教育委員会では、この役割を担い期待に応えるために、これまで構築してきた教育施策及び教育環境の財産を継承しつつ、新たに取り入れるべきものを積極的に取り入れ、改善すべきものには迅速に対応しながら各施策に取り組みます。

榛東村教育振興基本計画の基本目標「たくましい子どもたちを育てるあたたかい村づくり～自ら学び、自ら考える力を～」を推進し、子どもたちに、「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにするとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育む教育の充実を図ります。

また、基本的な生活習慣や規範意識の確立を通して、社会の一員としての基盤を形成する教育の充実を図ります。

さらには、家庭や地域社会との連携を強化し、地域に開かれた信頼される学校経営に取り組み、魅力ある学校づくりを推進します。

主要施策

（１）教育内容の充実

児童・生徒の「基礎学力の定着」を図るため、基礎・基本を確実に習得できるよう、効果的な授業や指導を推進し、教員の資質向上と児童生徒と向き合う時間を確保するよう努めます。

【関連する事業】 ICT教育環境整備、ALT（外国語指導助手）の小学校配置

(2) 教育施設の整備

児童・生徒の充実した学習環境を確保するため、教育施設の計画的な改修を進めるとともに、情報通信技術（ICT）活用による能力育成に必要な教育機器、教育設備の充実を図ります。

【関連する事業】 学校施設照明LED化事業

(3) 安全対策の強化

児童・生徒の安全と安心を確保するため、学校の安全確保と児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実します。

【関連する事業】 防犯カメラ設置事業、防災教育の推進

(4) 人権教育の推進

学校教育において、基本的人権を尊重することの重要性を再認識させる教育を実践するとともに、道徳教育の充実など社会教育との連携を強化し人権教育の推進に努めます。また、学校において、いじめの早期発見のための取り組みや相談体制の整備を組織的に推進します。

【関連する事業】 人権（同和）教育講演会開催事業、スクールカウンセラー配置

(5) 特色ある学校づくりの推進

学校・家庭・地域との連携を一層強化し、地域全体で一体となって児童生徒の健やかな成長を担い、各学校において、信頼される学校づくりを目指し地域に開かれた「特色ある学校づくり」に努めます。

【関連する事業】 幼小中連携事業

(6) 学校給食の充実

成長期にある児童生徒に親しまれ、安全で安心な学校給食の提供をめざし、アレルギー食調理室を兼ね備えた学校給食センターの施設設備について検討を行います。また、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の推進に努めます。

【関連する事業】 学校給食センターの老朽化に伴う改築事業

関連する個別計画

- 榛東村教育大綱
- 榛東村教育振興基本計画

基本施策 2 生涯学習の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 生涯学習施設の整備
- ◎主要施策 2 生涯学習機会の提供と体制の充実
- ◎主要施策 3 学校・地域との連携
- ◎主要施策 4 青少年の健全育成

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
中央コミュニティセンター整備事業	施設	1	1
生涯学習講座等	開催率 (%)	75	100
放課後子ども教室	実施率 (%)	0	100

現状と課題

科学技術の高度化、情報化、少子高齢化など社会の課題が急速に変化する中、新たな知識・技術の習得や精神的な豊かさの充実感が求められています。そして、人々は生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送ることを望んでいます。そのため、あらゆる機会にあらゆる場所で、自ら学びその成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現を図ることが重要となっています。

また、生涯学習は個人の学習ということだけではなく、むらづくりのうえでも必要であり、学びを通じて人や社会とのつながりを深め、さらに学んだことを生かし地域社会全体の活性化や発展につなげることが求められています。本村では、様々な生涯学習、社会教育事業を展開していますが、多様な学習要求に対し、類似事業の見直しを行うとともに新たな学習機会・学習情報の提供に努めていく必要があります。

中央公民館をはじめ南部コミュニティセンター、6カ所の教育集会所そして教育文化施設として耳飾り館が設置され、住民の学習や集会の場として活用されていますが、これら施設の連携を強化し、利用しやすい生涯学習施設とすることが重要となっています。

生涯学習の推進を図る観点から、老朽化が進む中央公民館や図書館の整備を推進し、生涯学習の新たな拠点施設としていくことが必要となっています。

社会教育団体等の自主的な活動の促進、専門的な知識や技能を有する指導者の発掘と養成、社会教育団体・ボランティア団体との連携と強化が必要です。

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や情報通信技術の進展、核家族化の進行、価値観の多様化など、大きく変化しており、家族と会話する時間や地域住民と交流する機会が減少し、青少年のマナーやコミュニケーション能力の低下が危惧されます。併せてスマートフォン等の普及に伴い、情報メディアによる有害な情報に曝され、犯罪に巻き込まれる可能性も広がっています。

そこで、青少年の健全育成を図ることを目的に、自然体験活動や文化・スポーツ活動、ボランティア活動などを通じて、青少年の社会参加を促すとともに、健全な居場所を提供することが求められています。

基本方針

生涯を通じて学習活動への支援を行うためには、人生のライフサイクルを乳幼児期、学童期、青少年期、成人期、壮年期、高齢期に分けてとらえ、各ライフステージにおける特性や課題を考慮し、生涯学習施策をより一層推進していきます。このため、多様な学習機会の提供、学習情報の提供、学習施設の整備充実など、住民の主体的な学習活動を奨励・促進するとともに、学習成果をボランティア活動や地域の発展などに活かせる環境づくりに努めます。

併せて青少年が村への関心や誇りを持ち、遊びやスポーツなど、自然体験や社会体験活動を通じて、将来の家庭や職場、むらづくりを担えるよう、家庭・地域・行政が連携して青少年活動の活性化を目指します。

主要施策

(1) 生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点施設となる中央コミュニティセンターと図書館などを整備するとともに、南部コミュニティセンター、耳飾り館、教育集会所などとのネットワーク化により、利用しやすい生涯学習施設づくりに努めます。

【関連する事業】 中央コミュニティセンター整備事業

(2) 生涯学習機会の提供と体制の充実

住民の学習の高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、人生の各時期に応じた学習機会・学習情報を提供するとともに、専門的な知識や技能を有する指導者の発掘と養成、社会教育団体・ボランティア団体との連携を強化し、学習成果がボランティア活動や地域の発展に活かされる環境づくりに努めます。

【関連する事業】 榛東村生涯学習ボランティア講師人材バンク運用事業

(3) 学校・地域との連携

学校教育との連携・融合を進め、家庭や地域社会における教育の一層の充実・向上を図るとともに、地域の子どもたちの居場所づくりとしての放課後こども教室や異世代間の交流などの学習を支援します。

【関連する事業】 放課後子ども教室推進事業

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を目指して、子ども会などの青少年活動の推進と自立支援、青少年期におけるむらづくりへの積極的な参加を促す機会の確保、青少年育成推進員や青少年健全育成会など地域が支える健全育成を推進するとともに、青少年の非行防止、引きこもり対策などを含めた子ども・若者支援を図ります。

【関連する事業】 榛東村子ども会育成会連絡協議会事業、青少年育成活動事業

関連する個別計画

- 子ども読書活動推進計画（平成 29 年度制定予定）
- 図書管理システム導入及びネットワーク化計画（中央コミュニティセンター整備事業 関連）
- 教育集会所冷暖房機設置事業（平成 28 年度完了予定）



基本施策3 スポーツの振興

施策の体系

- ◎主要施策1 スポーツ施設の充実
- ◎主要施策2 生涯スポーツの推進
- ◎主要施策3 スポーツ推進体制の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
スポーツ施設の充実	充実度 (%)	70	100
生涯スポーツの推進	推進度 (%)	50	100
スポーツ推進体制の充実	充実度 (%)	60	100

現状と課題

余暇時間の増大やライフスタイルの変化により、豊かさゆとりが感じられる生活を求めて、スポーツ・レクリエーションへの関心が高まり、目的もこれまでの健康・体力保持・増進の追及だけではなく、友人や家族間交流・ふれあいなど多様化してきています。また、高齢者、障がい者が安心して取り組めるような活動の場や機会の提供も重要となっています。

村内のスポーツ施設は、社会体育施設や学校開放施設とも充実している一方、しんとう総合グラウンドの経年劣化等による改修が必要となることや、村民プールの老朽化・安全性の問題から、今後のあり方の検討が必要となっています。

誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、機会の提供や健康・体力づくりの促進、各種団体の育成や指導者の確保などスポーツ推進体制の充実と自主活動の促進が求められています。

基本方針

スポーツ・レクリエーション活動は、心身ともに健康的な生活を送るため、重要な役割を担っているだけでなく、住民同士の交流と日常生活におけるコミュニティ形成に大きな役割を果たしています。このため、すべての住民が生涯を通じて「いつでも、どこでも、みんなでスポーツ」を推進し、気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供や「しんとう総合グラウンド」をはじめとする各種施設の充実を図るとともに、各種団体の育成や指導者の確保など支援体制づくりに努めます。

主要施策

(1) スポーツ施設の充実

住民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、しんとう総合グラウンド、しんとうスポーツアリーナなどの利用促進と施設整備を図るとともに、学校施設の開放を含め地域におけるスポーツ施設の充実に努めます。

【関連する事業】 屋外運動場改修事業

(2) 生涯スポーツの推進

住民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活が送れるように住民主体型スポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、健康増進レクリエーション種目の提供、高齢者、障がい者の活動機会の推進など、身近に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

【関連する事業】 各種スポーツ教室・大会の開催

(3) スポーツ推進体制の充実

生涯スポーツ推進のため、スポーツ団体や指導者の育成・確保を図るとともに、体育協会並びにスポーツ推進委員との連携により、推進体制の充実と自主活動の促進に努めます。

【関連する事業】 グレードアップ研修会、スポーツ推進員研修会参加支援

関連する個別計画

- 村民プール解体等計画（村民プールの廃止及び学校プールの活用などの代替え案の実施）
- 社会体育施設照明のLED化計画（しんとう総合グラウンド、しんとうスポーツアリーナ、地区体育館）
- 健康スポーツジムの新設計画



基本施策4 地域文化の振興

施策の体系

- ◎主要施策1 文化活動の推進
- ◎主要施策2 文化財の保存・活用

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
文化活動の推進	推進度 (%)	85	100
文化財の保存・活用	%	85	100

現状と課題

本村の指定文化財は、国指定史跡の「茅野遺跡」、県指定の「高塚古墳」、広馬場の「地藏まつり」をはじめ、村指定の文化財は22件となっており、村内文化財の理解と愛護の精神を高揚し、伝統文化の保存と普及を図っています。

本村から出土した国指定重要文化財の耳飾りを収納した「耳飾り館」や「茅野公園」の周知を図るとともに、歴史や文化に対する理解を高めるため特別展示などの事業活動が必要となっています。

村民文化活動は、趣味などの文化サークル・文化団体などが公民館等を拠点として活動していますが、より一層主体的かつ独創的に活動できるよう環境整備を進める必要があります。

基本方針

文化活動は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、人と人を結びつけ、相互に理解し尊敬しあう土壌を築き、心豊かな人間形成はもちろんのこと地域の基盤を醸成するために重要なものです。

このため、文化活動への参加、鑑賞、創造など、住民の主体的な活動を支援するための環境整備を進めます。また、今まで育んできた文化や地域のつながりを大切にしながら、地域の特色ある伝統文化や郷土芸能の継承発展を図り、住民に理解され親しまれる文化財の保存・活用を図ります。

主要施策

(1) 文化活動の推進

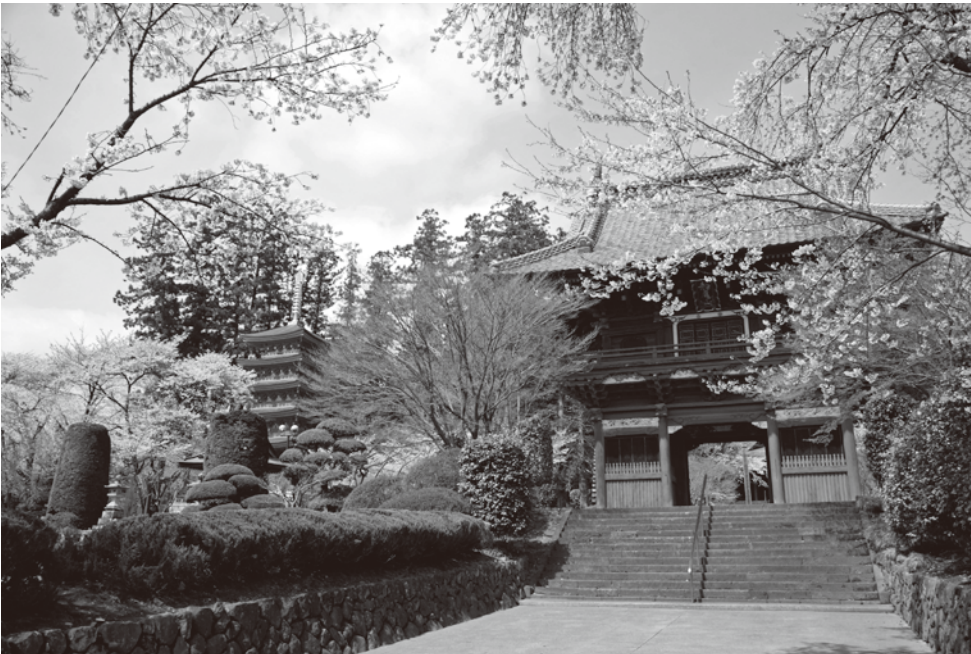
生涯学習との連携により、郷土芸能の継承発展や住民の主体的な文化活動を積極的に支援します。また、各種文化芸術団体との連携による講演会や展覧会・鑑賞会の開催、文化芸術関連情報の提供に努めます。

【関連する事業】 村民文化祭、文化講演会開催

(2) 文化財の保存・活用

文化財の保存・活用を図るため、「耳飾り館」「茅野遺跡公園」の周知を図るほか、伝統文化に対する理解を高めるため特別展示などの事業活動の強化に努めます。

**【関連する事業】 耳飾り館の運営並びに体験学習や歴史講座など教育普及活動の実施
指定文化財解説看板の立替**



第3章 快適で住みよいむらづくり

基本施策1 道路・交通網の整備

施策の体系

- ◎主要施策1 主要幹線道路の整備促進
- ◎主要施策2 生活道路の整備促進
- ◎主要施策3 安心安全な道路整備

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
改良舗装整備推進	m	1,000	1,500

現状と課題

本村の道路体系は主要地方道2路線、一般県道3路線、生活道路としての村道で構成されていますが、村道については緊急度を総合的に勘案し、狭隘道路を中心に計画的な整備推進により、改良率の向上を図る必要があります。都市計画道路として高崎渋川線バイパス及び県道南新井前橋線バイパス整備促進に伴い、今後の沿道区域での土地利用及び近隣町村との連携を考慮しながら、主幹道路を中心に道路ネットワークの構築を図ることが急務となっています。また、関越自動車道スマートインター大型車化計画に伴う産業の活性化、観光の振興、防災機能の強化及び災害時救援活動の迅速化等、今後整備を推進していく必要があります。

基本方針

高崎渋川線バイパスとのアクセス道路の連絡性を強化するとともに、村内における体系的な道路交通ネットワークを形成します。また、上毛大橋延伸道路整備促進を図り、村内における東西方向での道路機能強化を図ります。

主要施策

(1) 主要幹線道路の整備促進

一般県道と都市計画道路を結ぶアクセス道路網整備の促進を図ります。

【関連する事業】 民生安定施設整備事業、特定防衛施設周辺調整交付金整備事業

(2) 生活道路の整備促進

生活道路の良好な道路環境整備として、狭隘道路整備と未舗装道路の改良舗装の整備を推進します。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業、小規模農道整備事業

(3) 安心安全な道路整備

バリアフリー化による段差解消及び夜間交通等における道路安全対策を強化します。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業



基本施策2 上下水道の充実

施策の体系

- ◎主要施策1 管渠整備の完了
- ◎主要施策2 接続率の向上
- ◎主要施策3 配水管布設・布設替の実施
- ◎主要施策4 水道料金の見直し
- ◎主要施策5 農業集落排水への接続率の向上
- ◎主要施策6 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
公共下水道整備面積	ha	248.98	316
公共下水道接続率	%	71.0	80
有収率	%	81.3	85
農業集落排水への接続率	%	63.6	80
合併浄化槽への転換	基	287	239

現状と課題

公共下水道については、平成26年度末計画整備面積316ha中248.98haの管渠を整備しています。未整備管渠延長が概ね10kmあり、平成27年度からの地域再生計画（5カ年）に基づき平成31年度の整備完了を目指しています。接続戸数の増加に伴い、使用料収入も増加していますが、平成26年度末処理区域内人口5,900人に対し接続人口は4,200人（接続率概ね71%）となっており、対象者の高齢化等に伴い接続が進まない状況です。

上水道については、地下水及び表流水が少ない地形にあり、県央第一水道水と新幹線湧水を利用し、水道水を供給しています。表流水である榛名白川水源及び桃泉水源については、水質悪化、クリプトスポリジウム等による水質汚染が懸念されるため、予備水源としています。浄水場及び配水管など水道施設は老朽化したものもあり、現在漏水が多く発生しているため、計画的な改修・更新を行い、給水需要に対して安全で良質な水の供給を図る必要があります。また、近年の傾向として給水収益が毎年減少し続けているため、財政が圧迫され、今後の料金改定への影響が懸念されます。

農業集落排水については、接続戸数の増加に伴い、使用料収入は増加しています。しかし、平成 26 年度末の接続率は 63.64%となっており、対象者の高齢化等に伴い接続が思うように進んでいません。使用料収入の増加を図るために、接続推進のための啓発活動を行い、接続率向上を目指します。

浄化槽については、公共下水道及び農業集落排水区域外を対象に、榛東村浄化槽整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行っています。特に汚水処理人口増加のため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進しています。平成 26 年度末の村内単独浄化槽の基数は、1,028 基となっており、合併浄化槽への転換及び下水道等への接続が急がれます。

基本方針

下水道については、平成 31 年度までの地域再生計画等に基づき管渠整備を行い、計画どおりの整備完了を目指します。接続推進の説明会及び広報による啓発活動により、接続率の向上を目指します。

上水道においては、第 4 次拡張計画を基に事業を推進するとともに、必要に応じて計画給水人口などの計画値を変更することも検討していきます。

農業集落排水については、接続推進パンフレットの作成や地区内での接続呼びかけなどを行い、接続率向上を目指します。

浄化槽は、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、広報やパンフレットによる啓発活動を行い、汚水処理人口の増加を目指します。

主要施策

(1) 管渠整備の完了

年度別に計画的に管渠敷設工事等を発注し、管渠整備を進めます。自主財源の増のため、受益者負担金及び使用料を適正に徴収します。

【関連する事業】 汚水処理施設整備交付金事業（公共下水道事業）

(2) 接続率の向上

接続推進の説明会（年 2 回程度）及び広報による啓発活動を行います。

【関連する事業】 公共下水道接続推進事業（広報への掲載・パンフレット作成等）

(3) 配水管布設・布設替の実施

安全で良質な水を安定供給するために、優先順位をつけて計画的に配水管の布設、老朽配水管の布設替（耐震対応）事業を実施します。

【関連する事業】 上水道施設改修事業

(4) 水道料金の見直し

東日本大震災（平成23年）以降給水収益が大きく減少し、赤字傾向になりつつあるため、水道料金の見直しも検討します。

【関連する事業】 水道料金改定事業

(5) 農業集落排水への接続率の向上

接続推進パンフレットの作成や地区内での呼びかけなどを行い、接続率向上を目指します。

【関連する事業】 農業集落排水接続推進事業（広報への掲載・パンフレット作成等）

(6) 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進

広報やパンフレットによる啓発活動を行い、合併浄化槽への転換を推進します。

【関連する事業】 合併浄化槽整備推進事業（広報への掲載・パンフレット作成等）

関連する個別計画

- 榛東村上水道事業第4次拡張計画
- 流域別下水道整備総合計画
- 地域再生計画：「資源循環社会を形成する村」再生計画（下水道、浄化槽）

基本施策 3 適正なごみ処理の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 ごみの軽減化の推進
- ◎主要施策 2 ごみの不法投棄対策の強化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
ごみ総排出量 (年間)	t	4,907	4,900

現状と課題

本村の一般廃棄物は渋川地区広域市町村振興整備組合の清掃センターにおいて処理し、ごみ収集・運搬業務は村内の委託業者により、可燃物は週 2 回、不燃ごみは月 2 回、粗大ごみは月 1 回、資源ごみは月 1 回行っています。このため、村内 156 カ所のごみ集積所を設置しています。

資源ごみについては、各区による月 1 回のペットボトル、ビン類の収集とストックハウスによる毎週土日のペットボトル、ビン類、段ボール、新聞、雑誌類、アルミ缶、スチール缶、キャップ、衣類、小型家電の収集及び育成会等による集団回収による収集を行っています。

本村の平成 26 年度の搬出量は、一般家庭ごみ可燃・不燃・粗大、資源合わせて年間 4,309t (対前年比 97.4%)、事業ごみは年間 598t (対前年比 98%) と前年度とほぼ同量となっています。

本村の環境衛生事業は、村環境美化推進協議会が組織され地区内の不法投棄の防止、清掃、指定袋の普及と販売、粗大ごみの収集援助、監視パトロール、クリーン作戦、リサイクルイベント及びエコフェスタ（環境祭）を実施し村内の環境美化を推進しています。

今後とも住民のごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、ごみ不法投棄の防止や大切な資源として再利用し、ごみの軽量化に努めるなど総合的に取り組む必要があります。

基本方針

ごみの減量化と資源化を積極的に進め、迅速な収集体制及び処理体制の充実に努めます。

また、ごみの不法投棄防止のためにパトロールの強化により、美しい衛生的な地域づくりに努めます。

主要施策

(1) ごみの軽減化の推進

今後とも住民に各種イベントの開催や、広報によるごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、再生資源ごみの分別収集の徹底を図り、一般ごみの増加抑制に取り組みます。

【関連する事業】 各区による資源ゴミの分別収集、ストックハウス

(2) ごみの不法投棄対策の強化

ごみの不法投棄を防止するため監視パトロール、クリーン作戦、粗大ごみの収集援助及びリサイクルイベントを実施し、ごみの不法投棄を許さないむらづくりに取り組みます。

【関連する事業】 監視パトロール、クリーン作戦、リサイクルイベント



基本施策 4 住宅・公園等の整備

施策の体系

- ◎主要施策 1 村営住宅整備促進
- ◎主要施策 2 公園管理体制の一元化整備促進と利活用推進
- ◎主要施策 3 人口減少に伴う空き家対策推進計画の策定
- ◎主要施策 4 コミュニティセンターの充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
村営住宅整備 (維持管理)	棟	0	1
公園整備促進 (維持管理)	箇所	0	1
空き家対策	戸	0	5
各区コミセンの改修及び実施設計・備品整備	箇所	20 (H14 ~)	20 (~ H33)

現状と課題

村営住宅の老朽化に伴い、今後、維持管理等の整備推進計画が必要となっています。公園緑地は、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、コミュニティ活動やスポーツの場としての機能、地域のシンボルとしての機能など多様な機能を有することから、既存の公園それぞれの特性を利活用する整備促進を図る必要があります。また、人口減少に伴う住環境整備としての空き家対策推進計画を今後検討していく必要があります。

昨今の高齢化社会の影響により、地域にあるコミュニティ供用施設は段差解消やバリアフリー化、トイレの改修工事が望まれています。特に、現在の多くのコミュニティセンターでは、車いすや身障者用トイレ等の整備がされておらず、これらを整備することにより、今まで参加が難しかった住民などの参集も積極的に呼びかけることが可能となり、さらなる地域コミュニティづくりが期待できます。

基本方針

村営住宅の整備促進を図るため、維持管理計画の早急な策定を行うとともに、公園管理体制の一元化による整備推進及び利活用を図ります。また、空き家対策推進計画を策定します。

各区コミュニティセンターの充実を図るとともに、各区の主体的な活動や連合組織の充実

などにより、地域コミュニティの活性化を積極的に支援します。

主要施策

(1) 村営住宅整備促進

村営住宅維持管理計画に基づく維持管理を実施します。

【関連する事業】 村営住宅整備事業 <維持管理>

(2) 公園管理体制の一元化整備促進と利活用推進

既存公園及び広場等一元化による維持管理とそれぞれの公園機能の特性を利活用する整備促進を図ります。

【関連する事業】 公園整備促進事業 <維持管理の一元化>

(3) 人口減少に伴う空き家対策推進計画の策定

今後の人口減少に伴う空き家対策推進計画を策定します。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業 <改修及び解体補助等>

(4) コミュニティセンターの充実

地域のコミュニティの一層の充実のため、バリアフリー化やトイレ改修工事及び備品整備を実施し、地域力の向上と促進を図ります。

【関連する事業】 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業によるコミュニティ
供用施設改修事業及び公共下水道等接続工事

基本施策 5 計画的な土地利用の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 立地適正化計画の検討
- ◎主要施策 2 農業振興地域の見直し
- ◎主要施策 3 用途地域指定の見直し

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
地籍調査 (平成 26 年度から実施)	ha	22	140 (毎年約 20ha)
立地適正化計画	区域	用途地域	全域

現状と課題

本村では、近隣市町に比べ土地利用規制が緩いことなどから、無秩序な開発等によるスプロール化が進行しつつあります。豊かな自然環境を保全しつつ、住民の生活環境の充実、産業の活性化を促進し、併せて各地域の特性に合った合理的な土地利用の実現を図っていくために、今後、立地適正化計画等も検討が必要となっています。

農業振興地域については、優良農地の保全に努めつつ、農地の流動化を適正に誘導するとともに、土地利用規制が的確に機能するよう努める必要があります。用途地域については、土地利用の現状と将来構想を勘案しつつ、適切な用途地域の指定が行われるよう見直しを図っていく必要があります。

基本方針

計画的土地利用の推進による良好な市街地形成と産業立地の適切な誘導に努めるとともに、むらづくりと連携した公共交通網の形成を図り、各地域の実情に適応したむらづくりを進めます。

また、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進め、村内道路網の安全性、利便性の向上を図り、環境・景観に配慮したうるおいのある道路空間づくりを進めます。

主要施策

(1) 立地適正化計画の検討

山林も含め地積の明確化を図るため、国土調査（地籍調査）を実施し村域全体に係る土地利用計画の具体化を図り、立地適正化計画を検討します。

【関連する事業】 **社会資本整備総合交付金事業**

(2) 農業振興地域の見直し

優良農地の保全及び未耕作農地の活用を図るとともに、農地と住宅地、工業地の混在の解消を図るため、農業振興地域について見直しを行います。

【関連する事業】 **立地適正化計画に伴う見直し**

榛東農業振興地域整備計画（マスタープラン）の策定

(3) 用途地域指定の見直し

住宅地を中心に利便性の高い生活環境を確保する観点から、農業振興地域の見直しに合わせ用途地域指定についても見直しを行います。また、用途地域指定区域外での無秩序な宅地化を防止するとともに、適正な宅地化を誘導する観点から、特定用途制限地域や地区計画等の導入について検討します。

【関連する事業】 **社会資本整備総合交付金事業**

関連する個別計画

- 都市計画区域における土地利用（立地適正化計画）の検討
- 地籍調査（国土調査）全村
- 榛東農業振興地域整備計画

第4章 豊かで活力あるむらづくり

基本施策 1 農林業の振興

施策の体系

- ◎主要施策 1 農業生産基盤の整備
- ◎主要施策 2 農業経営環境の充実
- ◎主要施策 3 農産物のブランド化に係るPR促進
- ◎主要施策 4 耕作放棄地対策の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
新規就農者の支援	人	2	5
認定農業者の確保	人	38	40

現状と課題

本村の農業は、榛名山麓の肥沃な土壌を活かし、米や野菜、畜産を主体とした経営により成り立ってきました。しかし、急速なグローバル化により、農産物の価格競争は激化していることに加え、就農者の高齢化や担い手不足は顕著であり農業経営は非常に厳しい局面に立たされています。

本村は、多種多品目の農産物の生産に適した地域ですが、当該地域特性がマイナス方向にも作用していることが事実です。

多種多品目の農産物が生産できるが故に、特定の品目に生産特化することができず、結果として、農産物のブランド化が進展しないという状況となっています。そのため、今後はTPP導入も勘案し、農業協同組合その他各種関連機関との連携を密接にし、農産物のブランド化に注力する必要があります。

本村における、農業の活性化については、個々の農家の農業収入の増加が重要です。このことから、農産物加工品の開発や観光農園の整備、インターネットを活用した積極的なPR等先進的な手法を用いて販路拡大を積極的に進めていくことが重要です。

近年の交通網等の整備により、本村は都市化が急速に進んでおり、これにより、農地のスプロール化が進んでいます。このことから、優良農地の積極的な保全も課題となっています。また、併せて、遊休農地や耕作放棄地の活用対策の一環として、農用地の利用集積を計画的

に進め、農地流動化の推進を図る必要があります。

なお、農業用水施設の老朽化も問題視すべき点であり、水需要の動向を踏まえつつ、当該施設の改修整備が必要となっています。

本村林業の経営状況については、価格の低迷や高齢化により、年々生産意欲が低下しており、放置山林は増加する一方となっています。このことから、森林の有する治水等の公益的な役割に焦点を当てながら、十分な管理体制を整備することが望ましいと考えられます。

畜産経営の状況については、農地と宅地が急速に混在化していることから畜産経営に対する苦情問題が増加しています。畜産農家の公害防止意識の啓発を図るとともに関連する公的機関をはじめ、農家と行政が十分に連携し、取り組んでいくことが望ましいと考えられます。

基本方針

農業は本村の主要産業です。計画的に遊休農地の活用や耕作放棄地の解消を進めていく必要があります。

なお、農産物のブランド化を推進することは重要な課題であり、これとともに果樹等を主体とする観光農業の推進を図ることで、消費者のニーズに即した農業の多角化を推進していきます。

林業に関しては、管理を徹底して行うとともに、林業経営の安定化を各種機関と連携しつつ、進めていきます。

畜産業については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産公害の防止策を図り、耕畜連携の一環として、堆肥の有効活用を促進します。

主要施策

(1) 農業生産基盤の整備

優良農地の確保に向け、農用地利用集積計画による農用地の集積を推進し農業効率の上昇を目指します。また、遊休農地、耕作放棄地の活用を推進し農用地の流動化及び集積に努めます。さらに、農業用水施設においては、受益者の需要及び動向を踏まえた改修整備を計画します。

【関連する事業】 農業用水維持管理事業

(2) 農業経営環境の充実

関係機関と連携し農業の担い手に対して営農診断や営農改善方策について情報を発信し、農業経営者への支援の充実を図り、農業所得の向上及び農業経営の安定化を目指します。また、地域の多様な資源を活用した6次産業化等を促進し、農村全体の活性化を推進します。

【関連する事業】 経営体育成事業、6次産業化の取組推進・支援事業

(3) 農産物のブランド化に係る PR 促進

JA など関係機関と連携しながら、各種補助制度の活用やイベントを開催するなど消費者への PR を促進し、産地化を図ります。

【関連する事業】 村づくり産業祭、友好都市等のイベントへの参加

(4) 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地に対しては、補助金の活用や農業者の確保に努め、耕作放棄地の解消を目指すとともに、優良農地を確保、農地中間管理機構の有効活用、地域の話し合いにより担い手への農地集約・集積化を図り荒廃農地対策を推進します。また、多面的機能支払交付金を活用し、農地の適切な保全・管理と良好な農村環境の維持を促進します。

【関連する事業】 耕作放棄地対策事業、中間管理事業

関連する個別計画

- 農業経営基盤強化促進基本構想
- 榛東村酪農・肉用牛生産近代化計画書
- 榛東村果樹産地構造改革計画



基本施策2 商工業の振興

施策の体系

- ◎主要施策1 商業経営の充実
- ◎主要施策2 工業経営環境の充実
- ◎主要施策3 創業者への支援

目標指標

目標項目	単位	平成26年度 (実績)	平成32年度 (目標)
村内での創業者	事業者	1	2
特産品開発支援数	件	1	2

現状と課題

本村の商業環境は、近隣市町での大型店舗の建設や道路網の整備により商圈人口の流出が続き、厳しい経営環境が続いています。

しかし平成27年10月には、村内に新たな大型店舗が開店するなど、これからの村内事業者の発展も見込めます。

各商店は大型店舗の役割、個人店舗の役割等を確立し、それぞれのお客様のニーズに合わせた経営努力を行うとともに、村と商工会が協力し、経営者の支援を行うことが重要となります。

本村の工業は、景気の影響を受けやすい零細・小規模企業が大半を占めています。

経済環境の変化に対応するため、商工会と協力して既存企業の経営基盤の強化を支援し、企業経営の近代化や安定化を図ることが必要となっています。

また、新たに起業を考えている新規事業者への支援についても商工会及び金融機関等と連携を図りながら、推進していく必要があります。

基本方針

商業については、それぞれの消費者のニーズに対応するため、個々の商店の努力促進を図るとともに商工会と協力して、経営面・資金面において事業者への支援を強化していきます。

工業については、景気の変化に対応するため、経営基盤の強化を商工会と協力して支援していきます。

また、起業や創業を考える新規事業者に対しても、積極的に支援・育成を行い村のさらなる商工業の活性化を図ります。

主要施策

(1) 商業経営の充実

商店の近代化・安定化を図るため、各種融資制度の活用を推進するとともに、融資についての利子補給を行い経営基盤の強化について支援します。

また、商工会組織の充実強化についても積極的に支援し、商工会と協力しながら商業の活性化に努めます。

【関連する事業】 小口資金融資促進事業、商工振興事業費補助事業

(2) 工業経営環境の充実

企業の経営安定化を図るため、各種融資制度の活用を推進するとともに、融資についての利子補給、保証料の補助を行い経営基盤の強化について支援します。

【関連する事業】 中小企業制度資金借入金利子補給事業

(3) 創業者への支援

村内で起業・創業を希望する新規事業者への各種支援を商工会及び金融機関等と連携して行い、さらなる村商工業の活性化を図ります。

【関連する事業】 創業相談窓口の設置

関連する個別計画

○創業支援事業計画



基本施策3 観光産業の振興

施策の体系

- ◎主要施策1 観光資源の有効活用
- ◎主要施策2 観光資源の宣伝活動の強化
- ◎主要施策3 農村・山村ならではの観光の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
観光客数	人	76,566	100,000
観光消費額	千円	63,295	70,000

現状と課題

本村では、ふるさと公園を中心とする観光ゾーンを形成し、各種観光施設の有効活用を図ってきましたが、核となるふるさと公園の老朽化が目立ち、その魅力が失われつつあります。

また、事業者の高齢化による観光果樹園の規模縮小、村の代表的な観光事業者のひとつであったガラス工芸販売店の閉店等の影響を受け、全体的な観光産業は厳しい状況にあります。

しかし、近年都市部から自然を求めてキャンプやバーベキューを行う観光客や、都会では珍しくなったホテルの鑑賞を目的に都会からの観光客が目立つようになりました。

これまで、都市住民の来村は短時間に終わり、リピーターとなり得ない状況でしたが、緑豊かな本村の特性を生かして、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の推進を図っていく必要があります。

また、中国・台湾などからのインバウンド観光客についても増加傾向にあり、見逃せない客層となっています。

基本方針

本村の観光スポットの核となる施設及びその周辺施設の魅力増進を図るとともに、施設同士のネットワークを強化させ、観光客の村での滞在時間をより延ばせるよう体制づくりを推進します。

また、豊かな自然環境を活用し、本村ならではの農業体験・自然環境の中でのレクリエーション等、都市住民に向けた交流機会の提供に努めます。

主要施策

(1) 観光資源の有効活用

しんとうふるさと公園をはじめ、観光の拠点となる観光施設の魅力回復及び磨き上げを行い、観光資源の有効活用を図ります。

また、本村ならではの伝統文化や農業体験等を生かした観光スポットの創出に努めます。

【関連する事業】 観光看板修繕事業、ふるさと公園維持管理

(2) 観光資源の宣伝活動の強化

まだ本村の知名度は低く、村の観光施設、特産品共に世間に認知されていないため、積極的に観光イベントへの参加・創出を行うとともに、観光チラシやパンフレット、啓発品等の作成・配布により村のPR活動を推進していきます。

【関連する事業】 観光ガイドマップ作成・配布事業、各種観光イベントへの参加

(3) 農村・山村ならではの観光の推進

近年都市部より自然環境での余暇活動のため本村へ訪れる客が増加傾向にあります。

そのような都市地域の観光客に自然や農村環境を体感しながら本村を周遊してもらえよう、農村ならではの農業体験や農村イベントにより交流機会の創出に努めます。

【関連する事業】 創造の森維持管理、グリーンツーリズム推進事業



基本施策4 就業環境の充実

施策の体系

- ◎施策1 雇用の場の創出
- ◎施策2 労働者福祉の向上

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
勤労者住宅建設資金利子補給申請者	件	31	45

現状と課題

昨今の経済は、金融危機後の最悪期を脱し、持ち直しに転じているとの見方が示されていますが、零細・中小企業が中心である本村では、依然として全国的に言われている景気の回復は感じられません。

このような状況の中でも、ハローワーク渋川管内での有効求人倍数はかろうじて1倍台を保ち続けていますが、本村の商工業の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、新規雇用を積極的に行う事業者は少ない状況にあります。

また、第1次産業の就業者数は年々減少しており、逆に第3次産業については年々増加しており、農業者の高齢化とともに農畜産業の衰退化が問題視されています。

さらに、村内で求人を出されている業種は限られているため、就業機会と就業の選択肢の減少により村外の企業に就業するケースが大半を占めており、若者や就業人口の流出の原因となっています。

今後、就業機会の拡充により若者の流出を押さえ、人口減少に歯止めをかけることを始め、村内での就業・雇用の場を創出する観点から、本村の地域特性に適した企業の誘致や育成を推進していくとともに、商工会と連携し、村内商工業の振興を図っていく必要があります。

また、性別や年齢などを問わず勤労意欲の高い住民が働きやすい環境の整備、安定した雇用の確保と就業条件の向上を商工会と協力のもと促す必要があります。

さらには、村内就業者が健康で快適な生活を送れるよう、勤労者住宅建設資金利子補給制度等の利用促進、子どもを育てながら仕事を続ける場合の勤労者対策、高齢社会の到来を迎え65歳までの継続雇用の確保等により、勤労者福祉の向上を図ります。

そして、商工業のみでなく、減少傾向にある農業についても新規就農者への支援を推進していくことも重要です。

基本方針

新規雇用の場を創出するため、本村の地域特性に適した企業の誘致や、創業者への支援・育成を行っていきます。

また、新規就農者への指導・支援についても推進していきます。

主要施策

(1) 雇用の場の創出

商工会と協力し、創業希望者への支援や村の環境特性にあった企業の誘致を積極的に推進し、雇用の場の創出を図ります。

【関連する事業】 企業誘致促進事業、創業希望者支援事業

(2) 労働者福祉の向上

勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、勤労者住宅建設資金利子補給制度等の利用促進に努め、勤労者福祉の向上を目指します。

また、子どもを育てながら仕事を行う女性等への支援を推進します。

【関連する事業】 勤労者住宅建設資金利子補給制度促進事業

第5章 自然と安全・安心を守るむらづくり

基本施策1 自然環境・景観の保全

施策の体系

- ◎主要施策1 河川水路整備の促進
- ◎主要施策2 保水機能施設の整備
- ◎主要施策3 環境問題の啓発
- ◎主要施策4 ごみの不法投棄を許さないむらづくり
- ◎主要施策5 環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの意識の高揚

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
河川水路整備	箇所	1	1
小水路改修整備	箇所	2	1

現状と課題

本村の河川は利根川水系の一級河川が9河川あり、村の北西部から南東部に流れています。改修整備が完了した河川もありますが、未整備区間や河床改良の必要な河川等も多く残されているため、継続した改修計画と整備促進を図り、水辺環境整備による景観の保全が必要となっています。

自然環境は、廃棄物問題から地球温暖化問題まで私たちの暮らしに極めて多岐にわたり、深く関わっています。これらの環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する考え方や認識を改め、自ら行動を起こす必要があります。

本村では、環境美化推進協議会が組織され不法投棄の防止活動として、クリーン作戦及びエコフェスタ（環境祭）を実施し村内の環境保全を推進しています。

今後とも住民のごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、大切な資源としてリサイクルし、ごみの軽量化に努めるとともに、ごみの不法投棄の防止や資源の再利用などを総合的に取り組む必要があります。

また、低炭素社会の実現に向け環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図っていく必要があります。

基本方針

河川における安全性の確保のため、河川改修の促進を関係機関に要請し、環境保全としての水質の浄化については、公共下水道等の整備促進を図ります。

ごみの減量化と資源化を積極的に進め、迅速な収集体制及び処理体制の充実に努めます。

また、ごみの不法投棄防止のためパトロールを強化し、美しい衛生的な地域づくりに努めます。

環境問題については、住民一人ひとりのごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、大切な資源として再利用し、ごみの軽量化に努めるとともに、ごみ不法投棄の防止などを総合的に取り組む必要があります。

また、太陽光発電をはじめ、CO₂の削減のためクリーンエネルギーの促進に努め、低炭素社会の実現を図る必要があります。

主要施策

(1) 河川水路整備の促進

水害発生を未然に防止するため、危険箇所及び未整備区間の改修整備（河川景観等に配慮した改修整備）を関係機関に要請します。

【関連する事業】 県砂防事業

(2) 保水機能施設の整備

住宅地及び都市的な土地利用の開発に伴う保水機能の低下を抑制する観点から、雨水流出量の増大に対する治水対策としては、調整池等の設置を検討します。

【関連する事業】 小規模農村整備事業

(3) 環境問題の啓発

今後とも住民にエコフェスタ（環境祭）やリサイクルイベントの開催や、広報によるごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、環境問題の啓発に取り組みます。

【関連する事業】 エコフェスタ（環境祭）、リサイクルイベント

(4) ごみの不法投棄を許さないむらづくり

ごみの不法投棄を防止するため監視パトロール、クリーン作戦及びリサイクルイベントを実施し、ごみの不法投棄を許さないむらづくりに取り組みます。

【関連する事業】 環境美化推進協議会事業

(5) 環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの意識の高揚

住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金を引続き交付し、住民に環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に努めるとともに意識の高揚を図ります。

【関連する事業】 エコフェスタ（環境祭）



基本施策 2 消防・防災・防犯体制の強化

施策の体系

- 主要施策 1 交通安全
- 主要施策 2 消防
- 主要施策 3 防災
- 主要施策 4 防犯

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
外側線等の整備	km	4	4 (毎年)
カーブミラーの整備	箇所	12	14 (毎年)
消防自動車の更新	台	1	1 (16年毎で次回 H29)
耐震性貯水槽 (防火水槽) 設置	基	5	5 (4年毎で次回 H31)
村職員対象の防災訓練の実施	回	1	1 (毎年)
防犯灯設置	基	1,427	1,637
防犯カメラ設置	台	35	45

現状と課題

【交通安全】

近年の高崎渋川バイパスや幹線道路等の道路網の整備により、村内においても交通量は増加の一途をたどり、幼児や小中学生・高齢者の交通事故等の危険は年々増加しています。また、宅地開発や大型店舗進出等により、出会い頭の交通事故等に遭遇する危険や、高齢者ドライバーによる交通事故等も増加しています。

このような状況の中、交通安全会と交通指導隊による夜間パトロールや一斉街頭指導、市町村交通安全日や全国・群馬県交通安全週間において、交通パトロールを実施するなど、交通安全啓発にさらに力を入れていく必要があります。また、幼児や小中学生を対象に交通安全教室を開催し、交通ルールの大切さを理解してもらう運動を継続して実施するとともに、交通被害者・加害者を出さないよう、啓発とパトロールを強化していくことも重要です。

【消防】

少子化による家族構成の変化や都市化の進展による生活様式の急速な変化により、火災の発生原因及び消火活動は複雑の一途をたどっています。また、団員のサラリーマンの増加、勤務先の多方面化も進み団員の確保において、従来以上に難しい状況を迎えています。幸い本村については、現在、団員の充足率は99%を超え周辺他市町村と比較した場合、自衛の手段としての消防活動の意識は高くなっています。なお、自主防災組織もすべての自治区に組織され活動を行っています。

しかし、今後、少子化はさらに進み、ライフスタイルの変化も想定されることから、常備消防との連携、消防設備の近代化、火災予防に対する普及啓発活動を強化し、自助、共助、公助を組み合わせることにより切れ目ない消防活動が必要となります。

【防災】

近年は、日本各地で、地震や大雪、土砂崩れ、洪水などの大規模な自然災害が発生し、多くの市町村が被災しています。本村でも地震や大雪による大規模な被害を受けており、これから起こりうる様々な自然災害に対して、より一層の備えをする必要があります。

今後の課題としては、平成27年に策定された地域防災計画の住民への周知、住民の防災意識の向上、災害時の村職員の対応の迅速化、災害備蓄品の拡充などが挙げられます。

【防犯】

本村での防犯に関する活動団体は多数あり、それぞれ独自の活動を行っていますが、防犯に関する情報交換や活動の促進を図るため、それら諸団体を統括する機関の設置が必要となっています。

防犯灯は約1,400基が設置されていますが、一部に老朽化もみられることから、設備の計画的な設置及び更新が必要となっているほか、設備維持費の適正化についても検討が必要となっています。

防犯カメラは、平成27年度に導入を開始し、継続して設置に努めます。

「榛東村安全安心むらづくりに関する条例」に基づき、住民・行政・関係機関が一体となった防犯体制の強化とともに、住民の防犯意識の高揚を図ることが求められています。

基本方針**【交通安全】**

幼少期から交通安全啓発を図り、交通事故に遭わないように交通ルール遵守の徹底と、交通安全会の人形劇や交通安全教室を通して、交通安全思想の普及を徹底します。

ドライバーに対しては、交通安全会や交通指導隊によるパトロールを通し、交通事故の重大さや危険性を伝えていきます。

カーブミラーや外側線など、交通安全施設の整備を徹底して行い、交通事故を抑制します。

【消防】

消防団活動のPRを強化し入団希望者を確保します。火災予防のビラの配布や自主防災組織と連携した普及啓発活動を強化します。

耐震性防火水槽、消防自動車の整備を行い消火活動の強化、迅速化を図ります。

【防災】

住民の生命、財産を最大限に守れるよう、職員全員が災害に対する知識や能力を身につけます。また、住民は「自分の生命、財産は自分で守る」という意識を高く持ち、日頃から避難経路の確認や備蓄品の備えをするよう啓発します。

村と住民はお互いが保有する情報を共有し、一方に依存すること無く、協力して自然災害を乗り越えられるような関係作りを目指します。

【防犯】

犯罪を防ぎ、治安を向上させ、住民の安全な生活を確保するため、防犯灯や防犯カメラなど防犯設備の充実を図るとともに、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

主要施策**(1) 交通安全****① 交通安全教室の実施と交通安全啓発**

幼児や小中学生を対象に、交通安全教室を開催し、交通事故の重大さと交通ルール遵守の徹底を指導します。

② 交通安全会による啓発活動

交通安全会では毎年広報誌の発行や一斉街頭指導、看板設置、カーブミラー清掃等、様々な活動を実施していますが、さらに強化を行い、交通事故0に向けて活動を継続します。

③ 交通安全施設の整備

カーブミラーや外側線等の交通安全施設を整備し、交通事故等の抑制を図ります。

【関連する事業】 交通安全施設整備事業**(2) 消防****① 予防活動の強化**

自主防災組織や防災ボランティアとの連携により、火災予防活動の充実を図ります。

② 消防体制の強化

広域行政としての常備消防体制の充実を図るとともに、非常備消防体制との連携を強化し団員の消防技術向上及び団員の確保に努めます。

③ 消防水利施設の整備

消防力の向上を図るため、消防自動車の更新を図るとともに、消火栓や防火水槽の整備を進め、消防水利施設の向上を図ります。

【関連する事業】 耐震性貯水槽整備事業

(3) 防災

① 村職員対象の防災訓練の継続的な実施

毎年1回以上の防災訓練の開催を行います。

② 地域防災計画の住民への周知

広報やインターネットを活用し、地域防災計画や、防災情報の周知を図ります。

③ 村と行政区の協力による、防災訓練の開催又は意見交換会の開催

【関連する事業】 榛東村防災訓練、しんとう安全・安心メール配信

(4) 防犯

① 防犯設備の充実

老朽化した防犯灯については、計画的な設備更新を図るほか、各行政区の要望に基づき必要性の高い箇所から防犯灯の設置を進めます。また、防犯カメラについても継続して設置を進めます。

② 防犯活動の推進

警察、学校、PTAなどの関係機関と連絡を密にして見守り体制をつくり防犯意識の高揚を図るとともに、青色防犯パトロール車による安全パトロールの実施や犯罪発生情報の伝達高速化など、青少年の健全育成を含めた広範な防犯活動の推進を図ります。

【関連する事業】 防犯設備整備事業

関連する個別計画

○榛東村地域防災計画



第6章 自主自立のむらづくり

基本施策 1 行財政改革の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 行政改革
- ◎主要施策 2 人事管理の適正化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H26)	目標値 (H32)
組織改革 施設運営、指定管理者制度を始め、 民間委託等の導入	事業者	2	2
人事管理の適正化 定員管理計画	人	99	95 (H31)

現状と課題

現在、村の行政組織は、1局12課で組織しています。社会・経済情勢の変化、多様化する住民ニーズに対応するための体制となっているかを常に確認する必要があります。マイナンバー制度や税と社会保障の一体改革など、次々と変化する制度・法律に的確に対応していけるよう、職員資質の向上はもとより、さらなる行政改革を進めていく必要があります。

多様な地域課題の克服と今後の行政需要に機敏に対応するためには、村の業務を効果的かつ効率的に執行するとともに、業務に必要な人数を把握し、適正な人員計画を行う必要があります。

基本方針

社会・経済情勢の変化、多様化する住民ニーズを捉え、これに着実に対応する組織改革・行政改革を適宜行います。

主要施策

(1) 行政改革

- ① 村営施設の運営、行政事務の民間委託等の推進
- ② 柔軟な組織改革の実施
- ③ 公共施設等総合管理計画の策定・推進
- ④ マイナンバー制度等各種制度改正への適切な対応

【関連する事業】 **公共施設等総合管理計画策定**

(2) 人事管理の適正化

- ① 最少人数で最大の効果を発揮できる職員育成に努めます。
- ② 再任用制度については、人事の活性化の妨げにならないよう配慮しながら運用します。
- ③ 課内及び各課の連携・協力体制を一層強化することで、事務事業能率の向上を図ります。

【関連する事業】 **職員定員管理適正化計画の見直し**

関連する個別計画

- 公共施設等総合管理計画（平成28年度策定予定）
- 職員定員管理適正化計画



基本施策2 広報・広聴の充実

施策の体系

- ◎主要施策1 広報活動の充実
- ◎主要施策2 広聴活動の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
広報活動の充実	%	80	100
広聴活動の充実	%	30	80

現状と課題

本村では、「広報しんとう」を発行するとともに、防災行政無線やホームページを通じて、住民への情報提供を行っているほか、「議会だより」「広報ひかり」「文化協会だより」などを発行しています。

広聴活動としては、各種アンケート調査の実施により、多様化、高度化する住民ニーズを正確に把握することに努めています。

情報伝達のさらなる高度化を目指してホームページを積極的に活用し情報提供・情報発信の充実を図るとともに、住民参加を推進するための広聴システムの構築について検討する必要があります。

基本方針

住民と行政の連携強化が求められている中、住民に効果的かつ迅速な情報提供や広く住民の声を聴く機会の充実が求められています。このため、住民の立場に立ったわかりやすい情報提供を進め、ホームページなどを活用した情報発信の充実を図るとともに、行政に対する住民ニーズの把握に努めます。

主要施策

(1) 広報活動の充実

- ① 毎月発行している「広報しんとう」の一層の内容充実に努めます。
- ② ホームページの活用により、即時性を高めた情報発信・情報提供の充実に努めます。

【関連する事業】 「広報しんとう」発行（年12回）、議会だより（年4回）、
村ホームページ更新（随時）

(2) 広聴活動の充実

- ① 各種アンケート調査の実施により、行政に関する住民ニーズの把握に努めるとともに、公聴会や懇談会の開催により住民意見を聴く機会の充実に努めます。
- ② 住民からの問い合わせ等に的確に対応できるよう広聴体制の整備を図ります。

【関連する事業】 大字別座談会



基本施策 3 情報化の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 電子自治体の構築
- ◎主要施策 2 行政事務の情報化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
村ホームページによる行政情報の充実	%	50	80
電子申請件数	件	0	検討中
コンビニ交付等による住民票等の庁外交付の導入 情報系業務システムとインターネット環境の物理的、理論的分離	件	0	検討中

現状と課題

平成 26 年度に本村のデジタル航空写真撮影を行い図化された地図情報について、税務課で平成 27 年度から家屋等の実地調査を行っています。また他課で所管する地図情報についても、それぞれの課が利用するだけとなっています。全庁的な見直しを行い、統合した地図情報システムを構築し情報の共有化を図ります。

スマートフォンをはじめとする情報端末の進化及びインターネット環境の普及は目覚ましいものがあります。行政においても、社会保障・税番号制度の導入を代表として、事務の IT 化は急速に進展しています。

反面、インターネット環境の普及や情報環境の進化は、情報の保護や管理をより繊細かつ困難なものにしています。

今後は情報基盤のさらなる充実を図り、情報化の流れに適合した環境を整備し、行政サービスの向上を目指した電子自治体の推進を図るとともに、誰もが利用しやすい村ホームページの運営をし、村内だけでなく全国に情報を発信していく必要があります。

また SNS を利用した情報発信の調査・研究を進めていく必要があります。

個人情報保護のため、職員のセキュリティ意識の向上をはかるとともに、技術的・物理的なセキュリティ対策の強化を図る必要があります。

基本方針

情報セキュリティに十分留意しながら、行政事務の情報化を推進し、事務の効率化、行政サービスの向上を図ります。

情報通信基盤の整備を促し、住民のむらづくり活動のための必要な施策の推進に努めるとともに、積極的な情報発信による産業活動の活性化や防災情報体制の整備に努め、情報化社会の変化に対応できるむらづくりを目指します。

主要施策

(1) 電子自治体の構築

本村の土地家屋等の地理空間情報を電子的に処理する情報システムを構築し一元管理することで住民サービスの向上を図ります。

【関連する事業】 統合型GIS構築事業

(2) 行政事務の情報化

- ① 国の施策等に確実に対応した基幹系システムの改良、更新及び事務事業の効率化に資する情報系システムの導入、更新を進め、情報化を推進します。
- ② 情報セキュリティを強化し、行政が保有する情報をインターネット環境の脅威から保護します。
- ③ コンビニ交付等や住民票等の庁外交付システムを導入し、住民の利便性の向上を図ります。

【関連する事業】 コンビニ交付等による住民票等の庁外交付

基本施策 4 協働のむらづくりの推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 男女共同参画社会の推進
- ◎主要施策 2 人権教育・啓発推進体制の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (H27)	目標値 (H32)
特設人権相談所開設日数	日	2	2
人権擁護委員	人	4	4

現状と課題

平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「地方公共団体は基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関し国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。こうした「男女共同参画社会基本法」の趣旨にのっとり男女共同参画社会の形成を促進していく必要があります。

近年、非正規労働者の増大をはじめ、雇用の不安定化、社会保障の持続の可能性など課題が生じている中で、女性の活躍の重要性がこれまで以上に増えています。

本村の人権に関する現状を見てみると、住民の人権意識は着実に高まっていますが、同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者等に対する偏見や虐待など、人権に関する課題があります。

国際化・情報化等の社会の変化に伴い、プライバシーに関する問題やインターネットによる人権侵害といった新たな課題が生じてきています。

このような中で、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚を図り、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、日常生活の中で人権を相互に尊重しあう態度や行動がとれるよう、関係機関と連携し、誰にでも暮らしやすい地域社会の実現を目指して、人権教育・啓発の推進を図ることが必要となっています。

基本方針

社会生活において、男女がお互いを尊重し、社会において対等な構成員として責任を持ち、一人ひとりの個性やライフスタイルに合わせて豊かに生活できるよう、個人の尊重と男女平等の意識啓発を進め、男女共同参画の推進を図ります。

人権尊重の理念を、自己の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあう地域社会の実現のため、あらゆる機会を通じて人権を習慣・文化として日常に定着させ、すべての住民が一人ひとりの人権を尊重した考え・行動をとることができるよう、関係機関と連携を図り、人権教育・啓発の推進を図ります。

主要施策

(1) 男女共同参画社会の推進

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女共同参画の意義や必要性について県関係機関との連携により、広報紙などを通じて積極的に意識啓発を推進します。
- ② 男女共同参画の推進を図るため、(仮称)「第2次榛東村男女共同参画基本計画」の策定と推進に努めます。

【関連する事業】 DV等相談窓口の開設、村民意識調査

(2) 人権教育・啓発推進体制の充実

同和問題をはじめ、女性に対するドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどの問題、児童虐待や高齢者に対する虐待・偏見等の問題、障がい者、外国籍の人たち、性的マイノリティーへの偏見、その他の人権問題など関係各課並びに関係機関と連携を図り、あらゆる機会を通じて意識啓発を推進します。

「人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画」の推進に努めます。

【関連する事業】 村内事業所へ企業向け人権啓発パンフレット配布、人権講演会

関連する個別計画

- 榛東村第2次男女共同参画基本計画（平成28年度）
- 人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画



IV 資料編

資料1 土地の利用状況の推移

土地の利用状況

単位：ha

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成12年	2,794	198.1	539.4	282.1	406.8	337.0	171.8	858.8
平成13年	2,794	197.7	536.3	285.5	406.0	337.0	171.8	859.7
平成14年	2,794	196.8	534.1	287.5	406.0	337.0	172.5	860.1
平成15年	2,794	196.3	531.1	290.5	405.5	0.2	173.5	1,196.9
平成16年	2,794	195.8	528.1	293.0	405.7	0.2	175.2	1,196.0
平成17年	2,794	195.2	524.3	296.2	405.2	0.2	177.2	1,195.6
平成18年	2,794	194.3	521.0	299.8	405.4	0.2	177.3	1,196.0
平成19年	2,794	194.2	519.2	301.5	404.2	0.2	179.1	1,195.6
平成20年	2,794	193.6	518.6	302.1	403.5	0.2	180.4	1,195.6
平成21年	2,794	193.1	518.7	303.1	399.6	0.2	179.9	1,199.3
平成22年	2,794	193.0	515.9	304.9	400.1	0.2	180.8	1,199.1
平成23年	2,794	192.7	515.0	306.7	400.2	0.2	180.3	1,198.8
平成24年	2,794	192.6	514.2	307.9	400.2	0.2	180.6	1,198.3

注) 平成15年から相馬原演習場の地目の捉え方を変更した。

資料：固定資産税概要調書

資料2 榛東村総合計画審議会条例

○榛東村総合計画審議会条例

昭和47年3月25日

条例第12号

改正 平成6年12月20日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、榛東村総合計画審議会を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ榛東村総合計画に関する事項について調査および審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会議員 7人
- (2) 一般住民 12人以内
- (3) 学識経験を有する者 11人以内

(任期)

第4条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、榛東村総合計画策定委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 計画策定の経過

年月	項目	備考
平成26年1～3月	基礎調査の実施	統計データのとりまとめ
平成26年1～3月	人口推計の実施	
平成26年3月	各課においてSWOT分析シートの作成（記入説明会含む）	第5次榛東村総合計画の評価
平成26年3月	総合計画策定委員会ワーキンググループ会議の開催（第1回）	スケジュール及び検討項目について調整
平成26年4～6月	ワーキンググループ及び各課においてアンケート調査票の検討	
平成26年6月	村長インタビューの実施	総合計画策定にかかる村長の意向把握
平成26年7月	住民アンケート調査の実施	2,000票配布、791票回収
平成26年8月	17歳アンケート調査の実施	153票配布、153票回収
平成26年10月	各課ヒアリングの実施	
平成26年10月	長岡地区座談会（10月2日） 新井地区座談会（10月9日） 山子田地区座談会（10月17日） 広馬場地区座談会（10月23日）	アンケート結果の説明と、村政に対するご意見やご要望の聴取
平成26年11月	総合計画策定委員会	基礎調査結果の報告
平成26年12月	中学生アンケート調査の実施	136票配布、131票回収
平成26年12月	総合計画策定委員会ワーキンググループ会議の開催（第2回）	基礎調査結果の報告等
平成27年2月	総合計画策定委員会ワーキンググループ会議の開催（第3回）	基本構想の検討
平成27年3月	総合計画策定委員会ワーキンググループ会議の開始（第4回）	基本構想の検討
平成27年6月	村長インタビューの実施	総合計画策定にかかる村長の意向把握
平成27年10月	各課において基本計画マネジメントシート作成	
平成27年11月	総合計画審議会公募委員の募集（2名以内）	
平成27年12月	総合計画審議会公募委員の決定（男女各1名）	
平成27年12月	第1回榛東村総合計画審議会	
平成28年1月	第2回榛東村総合計画審議会	
平成28年2月～3月	第6次榛東村総合計画（案）パブリックコメント実施	村ホームページにおける意見募集
平成28年3月	榛東村第6次総合計画完成	

資料4 諮問書

平成27年12月24日

榛東村総合計画審議会
会長 金井佐則様

榛東村長 真塩 卓

第6次榛東村総合計画の策定について（諮問）

人口減少や少子高齢化等が急速に進展する中において、村民と行政が目指すべきむらづくりの将来像を共有し、さらなる村政発展に結びつけるため、これからのむらづくりを進めるための指針となる第6次榛東村総合計画の策定にあたり、榛東村総合計画審議会条例（昭和47年3月25日条例第12号）第2条の規定により、諮問します。

資料5 答申書

平成28年 3月 9日

榛東村長 真 塩 卓 様

榛東村総合計画審議会
会長 金 井 佐 則

第6次榛東村総合計画（案）について（答申）

平成27年12月24日付けで当審議会に諮問のありました第6次榛東村総合計画（案）について、専門的な見地や村民の視点から慎重に審議した結果、原案の一部を修正して別添のとおり答申します。

また、第6次榛東村総合計画の推進にあたっては、この答申及び当審議会の審議過程を十分に尊重し、幅広く村民に情報提供して住民協働によるむらづくりを進めるとともに、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

1. 基本構想において描かれた10年後の村の将来像である『子どもに夢を みんなに福祉と安心を』の実現に向け、全村一体となって、むらづくりに取り組むように努めて頂きたい。
2. 実施計画の策定については、基本構想及び基本計画に基づき実効性のある計画となるように努めて頂きたい。
3. 基本計画及び実施計画の進捗確認については、確認結果が必ず次の計画に反映されるように努めるとともに、その反映が適正に行われるような体制の確立に努めて頂きたい。
4. 総合計画の策定後に新たな課題等が生じた際は、社会・経済情勢の変化に応じ、榛東村の将来を見据え、内容、期間等の大幅な変更を含め、柔軟に対応するように努めて頂きたい。

資料6 第6次榛東村総合計画審議会 委員名簿

(順不同)

条例区分	氏名	役職名等	備考
村議会議員 (7人)	金井 佐 則	議長	
	岩田 好 雄	副議長 (議会運営委員長)	
	山口 宗 一	総務産業建設常任委員長	
	南 千 晴	文教厚生常任委員長	
	小山 久 利	総務産業建設常任副委員長	
	松岡 稔	文教厚生常任副委員長	
	小野関 武 利	基地幹線委員長	
一般住民 (12人以内)	青木 利 枝	食生活改善推進員連絡協議会長	
	青山 稔	長寿会長	
	阿久澤 義 雄	環境美化推進協議会長	
	小川 千 恵	社会教育委員 (ママフェス実行委員)	
	齋藤 和 孝	商工会青年部長	
	坂庭 浩 之	体育協会長	
	清水 章 弘	青少推連絡協議会長	
	善養寺 登美子	日赤奉仕団委員長	
	中島 悦 子	子育て連会長	
	細野 容 子	更生保護女性会長	
	南 智	公募委員	
	福島 依 里	公募委員	
学識経験者 (11人以内)	石和 佳 子	民生児童委員協議会 (主任児童委員)	
	榎本 康 治	消防団長	
	小野関 芳 美	社会福祉協議会事務局長	
	栗原 秋 良	区長会長	
	小池 美智子	民生児童委員協議会 (副会長)	
	齋藤 明	学校医	
	高橋 英 明	交通指導員 (隊長)	
	田中正 侑	商工会長	
	萩原 清 己	農業委員会長	
	星野 紋 弥	人権を守る榛東の会 (会長)	
	星野 幸 枝	保護司	

第6次榛東村総合計画

発行：榛東村

群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL：0279-54-2211 FAX：0279-54-8225

E-Mail：west@vill.shinto.gunma.jp



村の木・杉



村の花・山ゆり



村の鳥・うぐいす